令和８年第２回長瀞町議会定例会会議録目次

招集告示 …… 1
応招・不応招議員 …… 2

６月１１日（木）
○開　　会 …… 5
○開　　議 …… 5
○議案等の説明のため出席した者の紹介 …… 5
○諸般の報告 …… 5
○町長挨拶 …… 7
○議事日程の報告 …… 9
○会議録署名議員の指名 …… 9
○会期の決定 …… 9
○町政に対する一般質問 …… １０
７番　関口雅敬君 …… １０
３番　近藤一美君 …… ２０
５番　村田徹也君 …… ２７
２番　村田武彦君 …… ３８
９番　新井利朗君 …… ４１
１番　中川博介君 …… ４８
８番　大島瑠美子君 …… ５４
○町長提出議案の報告及び一括上程 …… ５６
○議案第２７号の説明、質疑、討論、採決 …… ５７
・議案第２７号　専決処分の承認を求めることについて（長瀞町税条例の一部を改正する条例）
○議案第２８号の説明、質疑、討論、採決 …… ６０
・議案第２８号　専決処分の承認を求めることについて（長瀞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
○議案第２９号の説明、質疑、討論、採決 …… ６２
・議案第２９号　長瀞町印鑑条例の一部を改正する条例
○議案第３０号の説明、質疑、討論、採決 …… ６４
・議案第３０号　令和８年度長瀞町一般会計補正予算（第１号）
○議案第３１号の説明、質疑、討論、採決 …… ６７
・議案第３１号　令和８年度長瀞町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
○議案第３２号の説明、質疑、討論、採決 …… ６８
・議案第３２号　令和８年度長瀞町介護保険特別会計補正予算（第１号）
○会議時間の延長 …… ７０

○議案第３３号～議案第４５号の説明、質疑、討論、採決 ……７０
・議案第３３号　長瀞町農業委員会委員の任命について
・議案第３４号　長瀞町農業委員会委員の任命について
・議案第３５号　長瀞町農業委員会委員の任命について
・議案第３６号　長瀞町農業委員会委員の任命について
・議案第３７号　長瀞町農業委員会委員の任命について
・議案第３８号　長瀞町農業委員会委員の任命について
・議案第３９号　長瀞町農業委員会委員の任命について
・議案第４０号　長瀞町農業委員会委員の任命について
・議案第４１号　長瀞町農業委員会委員の任命について
・議案第４２号　長瀞町農業委員会委員の任命について
・議案第４３号　長瀞町農業委員会委員の任命について
・議案第４４号　長瀞町農業委員会委員の任命について
・議案第４５号　長瀞町農業委員会委員の任命について
○議案第４６号の説明、質疑、討論、採決 ……７５
・議案第４６号　長瀞町固定資産評価審査委員会委員の選任について
○議員派遣の件 ……７５
○議会運営委員会、総務教育常任委員会、経済観光常任委員会の閉会中の継続調査
の件 ……７６
○字句の整理 ……７６
○閉会について ……７６
○町長挨拶 ……７７
○閉　　会 ……７７

○ 招　集　告　示

長瀞町告示第５８号

令和８年第２回長瀞町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和８年６月５日

長瀞町長　　鈴　　木　　日 出 男

１　期　　日　令和８年６月１１日（木）

２　場　　所　長瀞町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（８名）

１番	中　川　博　介　君	２番	村　田　武　彦　君
３番	近　藤　一　美　君	４番	野　原　隆　男　君
５番	村　田　徹　也　君	７番	関　口　雅　敬　君
８番	大　島　瑠美子　君	９番	新　井　利　朗　君

不応招議員（なし）

令和８年第２回長瀞町議会定例会　第１日

令和８年６月１１日（木曜日）

議　事　日　程　（第１号）

１、開　　会

１、開　　議

１、議案等の説明のため出席した者の紹介

１、諸般の報告

１、町長挨拶

１、議事日程の報告

１、会議録署名議員の指名

１、会期の決定

１、町政に対する一般質問

７番　　関　口　雅　敬　君

３番　　近　藤　一　美　君

５番　　村　田　徹　也　君

２番　　村　田　武　彦　君

９番　　新　井　利　朗　君

１番　　中　川　博　介　君

８番　　大　島　瑠美子　君

１、町長提出議案の報告及び一括上程

１、議案第２７号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第２８号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第２９号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第３０号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第３１号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第３２号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第３３号～議案第４５号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第４６号の説明、質疑、討論、採決

１、議員派遣の件

１、議会運営委員会、総務教育常任委員会、経済観光常任委員会の閉会中の継続調査の件

１、町長挨拶

１、閉　　会

午前９時開会

出席議員（８名）

１番	中　川　博　介　君	２番	村　田　武　彦　君
３番	近　藤　一　美　君	４番	野　原　隆　男　君
５番	村　田　徹　也　君	７番	関　口　雅　敬　君
８番	大　島　瑠美子　君	９番	新　井　利　朗　君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町　長	鈴　木　日出男　君	教育長	井　深　道　子　君
総務課長	染　野　和　明　君	企画財政課長	佐々木　遥　平　君
会計管理者兼税務会計課長	福　嶋　俊　晴　君	町民課長	村　田　和　也　君
福祉介護課長	内　田　千栄子　君	健康づこ課長	福　島　陽　子　君
産業観光課長	杤　原　秀　樹　君	建設課長	常　木　真　人　君
教育次長	熊　谷　昌　史　君		

事務局職員出席者

事務局長	前　沢　克　之	書　記	中　畝　康　雄

◎開会の宣告　（午前９時）

○議長（関口雅敬君）　皆さん、おはようございます。

本日は、令和８年第２回長瀞町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は８名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和８年第２回長瀞町議会定例会を開会いたします。

◇

◎開議の宣告

○議長（関口雅敬君）　これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由にお願いいたします。

また、議場内にいらっしゃる方につきましては、議場内での水分補給を許可いたします。水分の容器は机の下に置くようにしてください。

本議会において不穏当な発言があった場合は、後刻、記録を調査の上、措置いたします。

また、議員及び参与席にご着席の方々につきましては、会議中に席を離れ、やむを得ず議場外へ退出する場合は、挙手の上、議長の許可を得てから行うようお願いいたします。

傍聴の方にお願いいたします。議場内への通信機器、端末の持込みは禁止しておりませんが、操作はご遠慮いただければと思います。

また、長瀞町議会傍聴規則第８条第４項の規定により、議長の許可なく録音及び撮影については禁止されておりますので、疑わしい場合は傍聴席より退出していただく場合がございますので、よろしくお願いいたします。

◇

◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（関口雅敬君）　本日の会議において、地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のために出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。

◇

◎諸般の報告

○議長（関口雅敬君）　ここで、諸般の報告をいたします。

まず、前回の定例会以降の正副議長の公務及び出張につきましてご報告いたします。

３月13日、長瀞中学校で卒業式があり、出席しました。

３月18日、秩父地方庁舎で秩父地域議長会第４回役員会があり、副議長の大島瑠美子君と出席いたしました。

３月19日、長瀞町役場でまち・ひと・しごと創生総合戦略効果検証委員会があり、出席いたしました。

３月19日、宝登山神社で招魂社春の慰霊祭があり、出席いたしました。

３月23日、秩父市役所にて秩父地域議長会第４回定例会があり、副議長の大島瑠美子君と出席いたしました。

３月24日に長瀞第一小学校で卒業式があり、出席いたしました。

３月25日、長瀞町役場で長瀞町総合振興計画審議会があり、出席いたしました。この審議会には、村田徹也君も出席しております。

３月27日、皆野町でちちぶ定住自立圏関係者懇親会があり、出席いたしました。

３月28日に長瀞町ソフトボール協会総会があり、出席いたしました。

４月１日、長瀞町役場で辞令交付式があり、出席いたしました。

４月３日、宝登山神社で宝登山例大祭があり、出席いたしました。この例大祭には、大島瑠美子君、野原隆男君、村田武彦君、中川博介君も出席しております。

４月８日に長瀞中学校で入学式があり、出席いたしました。

４月９日、長瀞第一小学校で入学式があり、出席いたしました。

４月18日に小鹿野町で小鹿野春まつりがあり、副議長の大島瑠美子君が出席いたしました。

５月15日、秩父館にて長瀞町消防団歓送迎会があり、出席いたしました。

５月19日、岩畳リフレッシュ大作戦があり、出席いたしました。この岩畳リフレッシュ大作戦には、新井利朗君、大島瑠美子君、村田徹也君、野原隆男君、近藤一美君、村田武彦君、中川博介君も出席しております。

５月20日、長生館にて長瀞町商工会通常総代会及び懇親会があり、副議長の大島瑠美子君と出席いたしました。

５月23日に長瀞第一小学校校庭で運動会があり、出席いたしました。

５月25日に養浩亭にて長瀞町観光協会懇親会があり、出席いたしました。この長瀞町観光協会懇親会には、経済観光常任委員長の野原隆男君も出席しております。

５月28日に秩父地域振興センターで、令和７年度道議連・水森議運・観光議連第１回役員会があり、副議長の大島瑠美子君と出席いたしました。

５月29日に長瀞中学校校庭で中学校体育祭があり、出席いたしました。

５月29日に秩父市役所にて、令和８年度秩父地域議長会定期総会があり、副議長の大島瑠美子君と出席いたしました。

５月29日、令和８年度秩父地域議長会正副議長歓送迎会があり、副議長の大島瑠美子君と出席いたしました。この歓送迎会には、前副議長の野原隆男君も出席しております。

６月５日、長瀞町役場にて船玉まつり第１回実行委員会があり、出席いたしました。実行委員会には、副議長の大島瑠美子君、経済観光常任委員長の野原隆男君も出席しております。

６月８日に皆野文化会館で、皆野長瀞農産物直売部会第12回通常総会があり、出席いたしました。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員からの報告をお願いいたします。

９番、新井利朗君。

○９番（新井利朗君）　おはようございます。秩父広域市町村圏組合議会から報告させていただきます。

５月29日、秩父広域市町村圏組合議会臨時会が開催されました。場所は秩父市議場であります。内容は、４月に秩父市議会議員の選挙がありまして、広域組合議会議員の構成が変わりましたので、議席の指定と、

それから欠けていた議長の後任指名であります。議長には、秩父市の小櫃市郎氏が就任いたしました。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君）　次に、皆野・長瀞下水道組合議会議員からの報告をお願いいたします。

５番、村田徹也議員、お願いいたします。

○５番（村田徹也君）　皆野・長瀞下水道組合の議会が、ちょっと期日を、申し訳ありません。資料を持ってこなかったので。４月に開催され、議長、副議長が交代となり、議長に皆野町の新井議員、副議長に私が就任いたしました。

以上です。

○議長（関口雅敬君）　次に、議会への報告第１号　専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定）及び報告第２号　令和７年度長瀞町一般会計予算の繰り越しについて及び報告第３号　長瀞町新型インフルエンザ等対策行動計画につきましては、皆様のお手元に配付してありますので、ご了承願います。

ここで、監査委員から例月出納検査における令和８年２月分から令和８年４月分までの結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◇

◎町長挨拶

○議長（関口雅敬君）　本定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（鈴木日出男君）　皆さん、おはようございます。

本日ここに令和８年第２回長瀞町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては公私ともにご多用の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、傍聴席のお越しの皆様、町政に関心をいただきまして、誠にありがとうございます。

まず初めに、令和８年４月１日付で幹部職員の異動がありましたので、ご紹介をさせていただきます。

まず初めに、埼玉県からの派遣職員であります佐々木遥平企画財政課長でございます。

○企画財政課長（佐々木遥平君）　佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

○町長（鈴木日出男君）　村田和也町民課長でございます。

○町民課長（村田和也君）　村田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長（鈴木日出男君）　栃原秀樹産業観光課長でございます。

○産業観光課長（栃原秀樹君）　栃原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長（鈴木日出男君）　常木真人建設課長でございます。

○建設課長（常木真人君）　常木でございます。よろしくお願いします。

○町長（鈴木日出男君）　以上、異動がありました幹部職員でございます。よろしくお願いを申し上げます。

では、６月定例会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

さて、長瀞町におきましても、木々の緑が一層濃くなりまして、季節の移ろいを感じる今日この頃でご

ざいますが、６月７日には関東甲信越も梅雨に入り、梅雨入りが発表されました。天候の不安定な時期となっております。蒸し暑い日があると思えば、肌寒さを感じるような日もあり、体調管理、本当に難しい日が続きます。議員の皆様、また町民の皆様には、健康に十分ご留意いただきまして、ご活躍いただきますようご祈念を申し上げます。

また、５月の19日には、議員各位をはじめ町民の皆様、観光関係者、民間企業、行政が一体となりまして、岩畳リフレッシュ大作戦が実施をされました。大変日差しの強い日でありました。多くの方々にご協力をいただき、名勝及び天然記念物「長瀞」指定102年目にふさわしい岩畳となり、無事に成功を収めることができました。

自然の恵みと観光資源を守るこの活動は、町の誇りを再認識する貴重な機会となりました。改めてご協力をいただきました全ての皆様に感謝を申し上げます。

ここで、３月定例会以降における主な事業についてご報告を申し上げます。

最初に、総務課関係についてご報告を申し上げます。

４月７日に秩父警察署管内の春の全国交通安全運動出発式、ここ長瀞町役場駐車場において開催をいたしました。式典では、長瀞幼稚園の園児が元気よく交通宣言を行い、全日本空手道連盟和道会長瀞支部の方々に交通ルールを啓発しながら、空手の演武を披露していただきました。

次に、企画財政課関係についてでございます。

３月27日にＪｅｔＢ株式会社と官民連携による実証実験として、役場１階ロビー、御覧になった方もいるかと思います。「とろにゃん」３Ｄ・ＡＩアバター設置をいたしました。キャラクターＡＩが役場や観光情報等の簡単な内容を行い、親しみやすく話しかけやすい窓口づくりを目指し、住民サービスの向上と外国人観光客への対応を強化いたします。

次に、４月１日に町のＣＩＯ補佐官としてパブリックタレントモビリティ株式会社、加藤秀次氏を任命をいたしました。町のＤＸ推進を担うＣＩＯを専門的知見から補佐し、令和８年度においてはＤＸ推進を目的とした庁内業務の調査やＢＰＲの実施に向けた支援を行っていただきます。ＢＰＲは、業務の改革でございます。

同じく４月１日に株式会社官民連携事業研究所と官民連携の促進に関する協定を締結いたしました。あわせて、総務省の制度を活用し、同社取締役管理部長の新村直樹氏が地域活性化起業人として着任をいたしました。新村氏には、民間企業で養ったノウハウや知見、人脈等を生かし、長瀞町における官民連携の推進や地域課題の解決、持続可能なまちづくりにご協力をいただきます。

また、４月７日には埼玉ダイハツ株式会社と包括連携協定を締結をいたしました。本協定を基に幅広い分野で連携し、地域社会の活性化と町民サービスの向上を図ります。あわせて、町民や観光客の利便性の向上と効果的な車両活用のため、役場駐車場で公用車兼カーシェアリングの実証実験を開始いたしました。

次に、産業観光課関係でございます。

春の恒例行事となっております観光協会によるライトアップイベントが３月の20日の「岩田桜」を封切りに、４月の27日から月の石もみじ公園の青もみじのライトアップが行われました。

また、花の里づくり実行委員会やボランティアの皆様のご協力により実施しております花の里のハナビシ草園、多くの観光客の皆様にご来場いただいており、現在はアナベルが見頃を迎えようとしております。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

５月23日、長瀞第一小学校におきまして運動会が開催されました。本年度より、近年の気候変動への対

応といたしました。対応として、開催日を９月から５月へ変更いたしましたが、当日は全児童が健やかに、そして元気に競技に取り組む姿を拝見し、大変頼もしく感じたところでございます。

また、５月の29日には長瀞中学校の体育祭が開催されました。当日はあいにくの強風の中ではありましたが、多くの保護者の皆様に見守られる中、生徒たちは日頃の練習の成果を遺憾なく発揮し、一生懸命に競技や演技に取り組む生徒たちの姿は、多くの皆様に感動を与えるとともに、そのひたむきな姿勢に私自身も改めて大きな活力をいただいた次第でございます。

以上、今定例会までの主な事業の報告を終わります。

さて、本定例会でございますが、ご審議いただきます案件は、専決処分の承認案２件、条例の改正案１件、補正予算案３件、人事案14件の合わせて20議案であります。これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明を申し上げます。いずれも町政進展のため重要な案件でございますので、慎重にご審議いただき、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◇

◎議事日程の報告

○議長（関口雅敬君）　本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（関口雅敬君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、長瀞町議会会議規則第126条の規定により、議長から指名いたします。

４番　　野　原　隆　男　君

８番　　大　島　瑠美子　君

以上の２名を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（関口雅敬君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12日までの２日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12日までの２日間に決定いたしました。

◇

◎町政に対する一般質問

○議長（関口雅敬君）　日程第３、町政に対する一般質問を行います。

質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭に発言いただき、議事の進行にご協力をいただきますよう、特にお願い申し上げます。

また、質問時間は１人につき60分以内でお願いいたします。

今回は、７番、関口雅敬、３番、近藤一美君、５番、村田徹也君、２番、村田武彦君、９番、新井利朗君、１番、中川博介君、８番、大島瑠美子君、以上の７名から通告されております。

なお、一般質問の順序は、お手元に配付してあります一般質問通告一覧の順に従って発言を許可いたしますが、１番目は私でありますので、議長席を大島副議長と交代いたします。

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（大島瑠美子君）　議長を交代いたしました。

７番の関口雅敬君、質問を許します。

７番、関口雅敬君。

○７番（関口雅敬君）　それでは、通告に従って質問をさせてもらいます。

臨時給水取扱要綱の見直しについて町民課長に伺います。３月議会で風布区の渇水対策について質問したところ、「現行の臨時給水取扱要綱における無償給水の回数・量につきましては、渇水の深刻度や継続期間に応じた柔軟な対応ができるよう、要綱の改正を含め、早急に検討してまいりたいと思います」と答弁をいただきました。その後、要綱の改正について検討や進展があったのか、またどのような改正案を考えているのか伺います。

○副議長（大島瑠美子君）　町民課長。

○町民課長（村田和也君）　関口議員の臨時給水取扱要綱の見直しについてのご質問にお答えいたします。

長瀞町臨時給水取扱要綱につきましては、令和８年５月に要綱を改正いたしました。改正の内容でございますが、改正前は１人につき１回当たり20リットルを上限として、２回分までは無償で給水を行い、３回目以降につきましては、秩父広域市町村圏組合水道局の臨時給水要綱に基づき給水の依頼ができるものでございました。これを改正により、回数につきましては２回を限度としていたものを制限を設けないこととしました。

また、費用負担につきましては、少雨が原因の異常渇水による使用水源の枯渇の場合には、回数に関係なく無償で給水を行うこととしました。

さらに、秩父広域市町村圏組合水道局の臨時給水につきましては、１回目から依頼できることとしました。１回当たりの給水量につきましては、１人20リットルと変更はございませんが、回数及び費用負担の見直しにより対応可能なものと考えております。

今後は、改正後の臨時給水取扱要綱に基づき臨時給水を実施してまいりますが、気象状況や渇水状況の変化により十分な臨時給水が難しい場合には、さらなる要綱の見直しも検討してまいります。

○副議長（大島瑠美子君）　７番、関口雅敬君。

○７番（関口雅敬君）　今要綱の変更を発表してもらいました。この議場の中でも、なぜ風布区だけこうい

う取扱いをするのか不思議に思っている方もいるかと思いますので、確認のため私発言しておきます。

風布区は、この長瀞町の前身の野上町あるいはその前あたりの合併のときに、寄居の風布地区と長瀞の風布が股裂き合併をしたと。その当時に、この長瀞町の前身である町が、ライフラインは全て引くという約束の下合併を、長瀞に半分が移りました。その後、給水のライフラインである水道のもとが行っていないということで、雨が降らないと飲み水が足りなくなる。それ今までできていたものを急に変えたということがあってこんなことになっていますので、担当課長、今後、次からいろいろバトンタッチしていく中で、風布区のこの要綱は絶対変えないということで申し送りで進めていただきたいと思いますが、いかがですか。

○副議長（大島瑠美子君）　町民課長。

○町民課長（村田和也君）　関口議員の再質問にお答えいたします。

要綱は絶対に変えないということでございますが、今回改正をさせていただいた臨時給水要綱で、こちらはこの運用で今後続けていくことになるかと思います。ただ、先ほどの答弁でも申し上げましたように、今後、渇水状況ですとか気象状況の変化によりまして、この臨時給水要綱でさらに足りないということがございましたら、そちらのほうは前向きな改正ということはあると考えております。なので、絶対に変えないということではなくて、風布の渇水対策として臨時給水取扱要綱は存在しますので、その時期に応じた対応が取れるように、要綱の改正等は今後も可能性としてはあるということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○副議長（大島瑠美子君）　７番、関口雅敬君。

○７番（関口雅敬君）　私も絶対という言葉を使ったのはまずかったと反省はしています。鈴木政権、その前の大澤政権、その前の大澤政権のときには、前も言ったように、風布の渇水対策本部は365日閉じないという約束の下議会で今まで来ていたのが、前政権になったら血と涙が通っていない、お金を取る、２回しか助けない、そういうことになったから、今私この発言しましたので、町民のためになるように、助けるための要綱ですから、ぜひしっかりとその要綱を守っていってもらいたいと思います。

それでは、私時間もありませんので、次に進みたいと思います。２番目、物価高騰対策給水区域外世帯支援事業の見直しについて。令和８年度当初予算において、物価高騰対策給水区域外支援事業の予算の可決をいたしました。12月の補正予算で給水区域内の方を支援する予算を可決しておりますので、給水区域外の方も含め、町民に対して平等に物価高騰支援を考えていただいた町当局に感謝を申し上げたいと思います。

当初予算の説明によると、給水区域外の世帯に対して飲料水を支給する支援内容ですが、現時点においておおむね水不足は解消していることを考えると、一過性の支援でなく、渇水に備え給水タンクの設備を行うことに変更したほうがよいと私は考えています。支援内容を見直す考えがあるのかないのか伺います。

○副議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（鈴木日出男君）　関口議員の物価高騰対応給水区域外世帯の支援事業の見直しについてお答えをいたします。

この支援事業についてご理解とご評価をいただき、ありがとうございました。令和８年度の当初予算においてお認めいただいた物価高騰対応給水区域外世帯支援事業は、原油価格及び物価高騰の影響を受けている世帯のうち、上水道未加入のために広域市町村圏組合で実施する水道料金の減免支援を受けることが

できない世帯に対し、飲料水を配布することにより生活の安定を図ることを目的とした事業でございます。この支援事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を現在財源としておりますが、この交付金の主要用途は物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援に限られるものでございます。したがいまして、渇水に備えた給水タンクの整備につきましては交付金の対象にならないと考えられますので、現在のところ変更は考えておりません。しかしながら、上水道の給水区域外における渇水に備えた対策は大変重要なものと考えております。現在は、給水区域外の方の利用する水道設備の整備費や施設の維持費に対して町から補助することができないか検討をしているところでございます。地域の実情や住民のニーズを把握し、給水タンク整備、簡易水道施設の維持管理支援、緊急時の給水体制の充実など、多角的な観点から先進事例を調査をしました上で、実態に即した補助制度の構築を目指してまいります。

以上です。

○副議長（大島瑠美子君）　７番、関口雅敬君。

○７番（関口雅敬君）　では、再質問をしたいと思います。

今言う国からの補助金は使えないというのは理解しました。そこで、私が以前から述べているように、同じ税金を町に納めていて、高料金対策補助金等は給水区域内の方は受けていると。その恩恵を受けていない給水外のところは不公平だと感じると。もうこれは前の政権でも何回も訴えて、この給水区域外の方を何とか守りたいということで質問しましたが、今度、今の答弁の中で検討できるような返答だと私は理解しましたので、いま一度いかがですか。

○副議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（鈴木日出男君）　関口議員の再質問にお答えをいたします。

風布地区をはじめとする給水区域外の住民の皆様においては、同様に町税等を納めていただきながらこの補助金の恩恵を受けられていないという点につきましては、税の公平性の観点から本当に重要な課題であると認識をしております。現時点では直接的、また金銭的な支援の仕組みは整ってはおりませんが、上水道の給水区域外における渇水に備えた対策は必要なものと考えており、現在は給水区域外の方が利用する水道施設の整備費や施設の維持費に対して町から補助することができないか検討しているところでございます。地域の実情や住民のニーズを把握し、給水タンクの整備、簡易水道施設の維持管理支援、緊急時の給水体制の充実など、多角的な観点から先進事例を調査した上で、実態に対応した補助制度の構築を目指してまいりたいと思います。

いずれにしましても、全ての住民の皆様が安心して生活できる環境を整えることは町の責務であると考えておりますので、公平性の観点から、それを踏まえながら実効性のある対応をしてまいりたいと思っております。何しろ給水タンクの整備が一番と私も思いますので、今後、補正予算等でも対応を考えて、しっかり対応していきたい、そのように思っております。

以上です。

○副議長（大島瑠美子君）　７番、関口雅敬君。

○７番（関口雅敬君）　ぜひ、今町長の発言にあったように、実行に移せるように進めてください。令和のこの時代に川に洗濯に行く、そんな地域があっては、私は同じ町民としてこういうことがあってはならないと思っていますので、執行部の皆さんもぜひ力を貸していただきたいと思います。

それでは、３番目に移ります。小中一貫教育について町長に伺います。長瀞町における小中一貫教育を進めるために、長瀞町立小中一貫校建設工事設計業務について公募型プロポーザルを実施しましたが、現

在、世界情勢が不安定なことから、資材の製造に重要な材料であるナフサ等の供給不足から、原材料費が高騰することで、建築資材も高騰、品薄が進んで調達が難しくなってきております。人件費も含め、建設費の大幅な高騰が容易に予想される中、今後想定される問題や人口の急激な減少、資金の調達、財源の裏づけ、財政面への懸念など、リスクについてどのようなことを想定しているのか、様々な議論が不十分であると思います。町はどのように考えているのか伺います。

○副議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（鈴木日出男君）　では、関口議員のご質問にお答えをいたします。

長瀞町における小中一貫教育については、令和２年７月から令和４年１月までの約１年半にわたり長瀞町学校のあり方検討委員会において協議をいただいた上で、一定規模の児童生徒の集団の中で多様な考えに触れ、切磋琢磨し合うことで心身の豊かさが生まれる教育環境が望ましいことから、小中一貫教育の導入を提言すると答申をいただきました。答申を受けて策定した長瀞町立小中学校適正規模・適正配置基本方針及び基本計画において、小学校統合後は小中連携をさらに強め、学力課題、児童間・生徒間のいじめ、不登校の低年齢化などの課題を改善し、９年間を一体的に捉えた教育活動である小中一貫教育に向けて取り組むこととといたしました。その後、令和６年４月に長瀞町小中一貫教育検討委員会を設置し、約２年間にわたる協議を経て、令和８年、今年の２月ですが、答申をいただきました。この答申を受け、学校施設の設置形態は施設一体型とすること、教育形態は義務教育学校とすること、ふるさと教育の推進を図ることを柱とする長瀞町小中一貫教育基本構想・基本計画を３月に策定をいたしました。この計画では、今年度と来年度で小中一貫校の建設に係る設計等を令和10年から12年までに校舎、体育館、グラウンドの建設及び整備を行うこととして、現在、長瀞町小中一貫校建設工事設計業務等の公募型プロポーザルを実施しているところでございます。議員のご指摘のとおり、世界情勢の不安定化に伴い、建築材料の高騰、品薄が進んでいることは、我が町のみならず全国の自治体が直面している課題であり、懸念されているところでございます。しかしながら、小中一貫校の建設を見送った場合であっても、小中学校校舎の長寿命化改修工事、体育館の冷房設備設置を含めた改修工事、給食センターの建て替え等に取り組む必要が生じてまいります。小中一貫教育検討委員会における協議におきまして、現在の小中学校及び給食センターを維持していく場合と、これらの３施設を一体化の施設として整備し維持管理する場合との今後30年間のコストを比較をしたところ、施設一体型として新たに整備をするほうが費用が抑えられるという試算が出ております。令和12年には全ての学年が単一学級となることが予想される中で、給食センターも含め、現在の児童生徒に合わせたコンパクトな学校施設を新たに整備することにより、財政的なメリットも生じてくることと思います。公募型プロポーザル実施に当たっては、施設の維持管理の提言を含めた提案をしていただくよう、実施要綱に盛り込み、設計段階から費用の抑制に向けた工夫をしているところでございます。華美にならず、ランニングコストの低減に配慮した施設となるよう進めてまいります。

また、財源につきましては、補助金や地方債を活用した財政運営を進めてまいります。具体的には、国、県補助金につきましては公立学校施設整備費負担金を、地方債につきましては対象事業や償還期限等を踏まえまして、現状では過疎対策事業債、学校教育施設等整備事業債及び公共施設等適正管理推進事業債の活用を念頭に置いております。地方債は地方交付税が措置されており、元利償還金の一定割合が交付税として国から町に交付されます。活用できる制度は活用し、町の財政負担を最小限になるよう十分に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（大島瑠美子君）　７番、関口雅敬君。

○７番（関口雅敬君）　今長々説明をいただきました。理解はできます。私も学校を造ることは反対ではありません。理解はできます。だけれども、今この世の中、我々民間の、私の家の今事業もそうなのだけれども、ナフサだとかなんとかがもうこの日本全然足りていなくて、例えば大型トラックを注文入れても３年ですよ、３年。最初の見積りどおりではなく、３年たってこれだけ上がってしまいましたで全然予算が変わってきてしまって、うちも本当に交付金でいろいろ面倒見てもらったから、スムーズにそれができるのだけれども、こういう町でいくともっと大変なのではないかなって思っているのです。しかも、急激な人口減少が進んでいる。ただ人口減少だけではなくて、生産年齢を、例えば学校の建て替えするのに教育委員会でいろいろ練っているのだと思うのだけれども、今の人数から本当に借金を払い出すときにこの生産年齢がどれだけ少なくなっているか。負担が子供や孫に行ってしまわないようにということで私は発言しているのです。そういう心配要らないよって言われればもう何も言うことなくして大賛成です。町長、もう一度、今の現状、予測がつかない。本当にもう、今朝のニュースもトランプがイランのちょっと必要なところへ攻撃打って、これから橋でも何でも攻撃する用意はいつでもあるぐらいなことを言っているので、トランプ氏に振り回されますよ。そういうことから予測がつかない状況で、建設費の大幅な高騰が予測されるけれども、今後の対策をちょっと町長から聞いて、後でで結構です、教育委員会。生産年齢が今の人数と、例えばさっき言った10年後はその生産年齢が幾つになるか、資料を私のほうへ下さい。では、町長、悪いけれども、その予測がつかない、こういう大幅な、高くなっていくのではないのかという考え、いかがですか。

○副議長（大島瑠美子君）　町長。

○町長（鈴木日出男君）　関口議員の再質問にお答えします。

本当長瀞町も人口減少が進んでおりまして、児童生徒も令和12年度には230名というような見込みでございます。全ての学年が単一学級となることが予想されております。そうしたことからコンパクトな校舎を建設、そういうことが本当に重要であり、先ほども言ったように、給食センター、体育館、校舎を含めたもの、それを一体化としたコンパクトな学校にしていったほうが本当に財政的なメリットもあると考えておりますので、それで進めていきたいと思っておりますが、今本当に世界情勢の不安定化に伴い、建設資材の高騰、品薄が進んでおります。さいたま市のほうでも不調があったり、いろいろあったようなお話も聞いておりますけれども、先ほど言ったように、小中一貫の建設をここで見送ったとしても、小中学校校舎の長寿命化改修工事または体育館の冷房設備を含めた改修、給食センターの建て替え等に必要な額等、そういうことを考えますと本当に多くのお金が出ていくということになります。

それで、今の小中学校及び給食センターをそのまま維持していくと、先ほど申し上げたように、３施設を一体型と整備し維持する場合との比較をしますと、今後30年間のコストを交互に比較すると、一体型として新たに整備したほうが本当に費用が抑えられるという試算が出ております。ただ、現在こういうような建設費の高騰等もありますが、何とか長瀞町の子供たちにとって小中一貫教育が速やかに、かつ円滑な実施で、必要があると私は考えております。現在取り組んでいるところでありますが、何とか、人件費、建設資材の高騰等もございますが、それを乗り切っていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○副議長（大島瑠美子君）　７番、関口雅敬君。

○７番（関口雅敬君）　では、これやっていても時間がなくなるので、また次の機会でもやっていきたいと

思います。

続いて、４番目、二十歳の集いにおける感動の再体験について、教育次長でいいわけですね。議会を代表して卒業式に出席させていただき、児童生徒の晴れ姿を間近で拝見することができて感動しています。児童生徒にとって、卒業式の感動は代え難い思い出になると思います。人生の節目である二十歳の集いでこの感動を再体験することは、郷土愛や長瀞町への思いを強くすることができると考えます。卒業式で斉唱した校歌を式場で流すサプライズや、音源を二十歳の集いの際にプレゼントする考えはないのか伺います。

○副議長（大島瑠美子君）　教育次長。

○教育次長（熊谷昌史君）　それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

議員にご提案をいただきました二十歳の集いの会場で校歌を流すことにつきましては、二十歳という節目にかつて学び舎で歌った校歌に触れることは、自分たちが育ったこの長瀞町の愛着を再認識する機会になるとともに、当時の状況を思い出すきっかけにもなるかと存じます。音源のプレゼント方法と併せまして実施方法等を検討し、秋に開催を予定しておる二十歳の集い実行委員会におきまして提案をさせていただきたいと考えております。

○副議長（大島瑠美子君）　７番、関口雅敬君。

○７番（関口雅敬君）　今の答弁を聞くと、これこのまま実行していってもらえるような答弁で感じました。今まで私も議長になってから二十歳の集いに出るチャンスがなくて、たまたまもう20年たってようやっと議長が回ってきた、そういうときに二十歳の集いに出て、昔は成人式のときには長瀞町町長記念品プレゼントで何かあげていたのに、あれ、忘れてしまったのかさと思っていたら、コロナがあった辺からプレゼントはなしということで、残念だな、子供がかわいそうだな、あんなにきれいな洋服、成人式用に買ったりしながら、着物もきれいに、うちも美容院ですから、本当にお金かけて１セットそろえて二十歳の集い出ていって、町からプレゼントがなくて、これおかしくないかなと思って、ある教育委員に聞いたら、ああ、そういえばそうですよねってそこで気づいてもらう。本当に私、年が少し来ているから余計なのかもしれないけれども、卒業式で子供たちが一生懸命歌っている校歌、本当に感動するのです。いつでもそうなのです。校歌を忘れては困るというのでやっているので、ぜひ教育次長、これは絶対実行してください。もう一度、実行をもう皆さん賛成していますから、ＰＴＡの方にも私音源を取っておくように一応言ってありますので、教育次長、子供たちのためにどうです。決意表明を。お願いします。

○副議長（大島瑠美子君）　教育次長。

○教育次長（熊谷昌史君）　それでは、関口議員の再質問にお答えをいたします。

実施方法等につきましては、この後、教育委員会の事務局のほうでも検討させていただきたいと思っております。現時点で考えているところでは、受付時、式典開始前にＢＧＭのような形で流すというようなことができないかということを今考えているところでございます。また、音源のプレゼントということでございますけれども、現在の若い方はスマートフォン等で聞かれる方多いかなというふうに思いますので、二次元コードでサイトに飛ぶような、そういったことができないかということを今検討しているところでございまして、こういった教育委員会の事務局のほうで考えた案を、先ほど申し上げたとおり、秋で開催を予定しております実行委員会のほうに提案をさせていただいて、実行委員会のほうでいいだろうということになれば実行させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（大島瑠美子君）　７番、関口雅敬君。

○７番（関口雅敬君）　では、５番目に移ります。特産品開発の取組について観光課長に伺います。

町では、特産開発補助金を交付して特産品開発を推進していますが、意欲を持った方が少ないのか、町との考え方に相違があるのか、利用する方が少ないように感じます。利用を考えている方から補助金に対してどのような意見や相談があるのか、補助額や補助回数について見直しをする考えがあるのか伺います。

また、補助金交付によってブルーベリースムージーやイチゴジャム、和紅茶というすばらしい商品が生まれましたが、販売先が限定的で認知度が低く、開発者の利益につながっていないと考えます。販路開拓のサポートについて、補助金の交付や支援を町は何か考えているのか伺います。

○副議長（大島瑠美子君）　産業観光課長。

○産業観光課長（杤原秀樹君）　それでは、関口議員の特産品開発の取組についてのご質問にお答えいたします。

まず、補助金の利用状況と見直しについてでございますが、町では平成25年から長瀞町地域特産品開発事業補助金を設置し、農業の６次産業化を推進してまいりました。平成25年度から29年度までの５年間で３人の農業者にご利用いただき、ブルーベリースムージー、イチゴジャム、和紅茶が創出されました。令和４年度からは、長瀞町農業振興支援事業補助金として、引き続き農産品創出の支援メニューを用意しておりますが、その利用は途絶えている状況でございます。利用が少ない理由といたしましては、特産品開発には相応の事業費と技術、経営知識が必要であり、意欲を持つ農業者であっても現実に至るまでの課題が多いものと考えております。現在のところ、補助額や補助回数の見直しについてのご相談はいただいておりませんが、今後利用希望者からのご相談があった場合には、どのような課題があるのかを具体的に聞き取りをした上で、必要があれば見直しを検討してまいります。

次に、販路開拓のサポートについてでございますが、議員ご指摘のとおり、開発された商品の認知度が低く、販売が限定的であることは認識しております。一般的な農産品の販路につきましては、ＪＡへの出荷、卸市場への出荷、直売所での販売、スーパーでの小売店での販売、ネット販売など、様々な選択肢がございます。販路先に応じて求められる生産量や品質、価格設定のほか、通年取引の可否や手数料なども異なり、農業者自身による具体的な販路先との協議が重要なポイントとなります。現在のところ、販路開拓支援についての補助金は設けておりませんが、相談があった場合には、情報提供等の支援に努めてまいります。なお、６次産業化による新商品開発や販路開拓の場合につきましては、事案に応じて商工会の専門家派遣事業や秩父農林振興センターを通じて埼玉県６次産業化等サポートセンターをご紹介しております。また、町内での販路場所の確保につきましては、現在の農業者はＪＡちちぶの道の駅みなの農産物直売所を主たる販路として利用していると認識しております。現在の町内における農産物の生産量や皆野農産物直売所の知名度から鑑みますと、新たな農産物直売所の町内設置に関しましては慎重に議論する必要があると考えております。町といたしましては、生産者の皆様や関係機関と連携し、既存の販売ルートの活用に努めてまいります。

○副議長（大島瑠美子君）　７番、関口雅敬君。

○７番（関口雅敬君）　答弁は、今までずっと私も何回も特産品のやり取り、聞いたり自分でしたりしてきたが、全然進まっていないと。私が自分で機関紙を配りながらいろんな農業の方、畑まで行っていろいろ話しする中で、今長瀞町が特産品、前回かな、前々回あたりにレモンという特産品、長瀞町はレモンだという話で、ええっと思っていろんな方にも話しした中で、まず農産物を農家で作っている方、売るところ

がないと。フジマートへ持っていけば手数料をうんと取って、ちょっとこれ品物が悪いからってみんな返されて、あれでは持っていけないとか、そういういろんな声があるのです。私は、議長に就任してちょうど１年たったところですけれども、ＪＡに猛アタックかけて、今長瀞にＪＡの販売所どこかつくってくれという話で行ったら、長瀞部会で今どこか考える、ちょっと火がついてきたというううれしい話を聞きました。先日、町長と一緒に同席でＪＡの総会に行ったところ、農産物の表彰式、町長も表彰しました。それで、議長賞もあるので、私もその方に表彰状を与えました。課長、これだけですよ、あって、この中で長瀞の人ばかりだよ、表彰を受けているの。皆野、長瀞で。長瀞の方にいろいろ聞くと、売る場がないのだよ、皆野の農協、皆野の道の駅に出すと、皆野の方から、ここは皆野だから私たちの売場がこれだけ、では長瀞さん、あなた長瀞だからこれだけって差別されるそうです。だから、私、補助金を多くつけろというのは賛成しません。それよりも、町が売る場をつくってあげる。役場のＯＢの方もこの総会にいて、その方は考えていました。自分は春菊作るのだと。どうしてって聞いたら、長瀞で、ここに３番議員が小麦作っていますよね。そういう人が長瀞で作った小麦で天ぷらを揚げて、町の業者にそば屋だの何だのでそういう天ぷらを出してもらいたい。その天ぷらの材料になる表彰を受けている方、ここへずらっと並んでいる。長瀞、もう野菜は作れている。いいのが作れている。ただ、売る場がない。突破口はもう私が今のこの発言でそれやりましょうよ。ぜひ長瀞チームで一丸となって。観光にどんどん、じゃぶじゃぶでは駄目だよ、もう。農業、ちょっと売る場つくってあげて。そうすれば買物難民の方も買いに来られるのだから。長瀞ばかりでは駄目。農協に私は言ってあります。なるべく第二小学校区域に売場を確保してくれという話で。先日も農協の組合長ですか、私のところへ来て、「いや、議員がブルドーザーみたいで、がーっとやってくるんで、長瀞部会がみんな動いてるんで、俺も口出さねえわけにいかなくなっちゃったい」って言っていました。そのぐらい、課長、一緒にやりましょうよ。長瀞のそういう売場をつくればお客も寄れるのだ。さっき言うブルーベリースムージーだとかイチゴジャム長瀞で作って、和紅茶作っているって言うのだけれども、買ったことがないのですよ、はっきり。自慢ではないけれどもね。だから、もう一度いかがですか。補助金ではなくて販路、売れるところ。第二小学校区域に。ぜひお願いします。課長、もう一度答弁お願いします。

○副議長（大島瑠美子君）　産業観光課長。

○産業観光課長（杤原秀樹君）　それでは、関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、レモンのお話があったかと思いますが、令和４年度から令和７年度の４年間で合計４回の講習会を開催いたしまして、延べ100人以上の方に参加していただきました。令和６年度までには苗木を配布してまいりましたが、配布後の定着状況や販売実績については十分でない状況にございます。レモンの栽培につきましては、気候に大きく左右され、特に冬季の寒冷な気候と降霜が障壁となりまして、栽培の定着には至っていない状況でございます。レモンにつきましては、今後も栽培者から聞き取りを通じて、特産品化の可能性についてはどこまでいけるのかというのを年間をというか、ちょっと長期的に考えまして慎重に検討してまいりたいと思います。

それから、販路につきましては、農協さんからそういったお話がこちらのほうにまだないものですから、なかなか動いていない状況ではございますが、町単独で販路を拡大するというには限界がございますので、ＪＡの協力なくしてはその販路の拡大というのはできないものと考えております。ですので、もし農協さんのほうでそういったことを考えているようなことがあるのであれば、町のほうにもご相談していただきながら、一緒に販路の拡大については検討してまいりたいというふうに考えております。

また、なかなか場所等につきましては、もしそういった話があるのであれば農協さんとも協議を重ねながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（大島瑠美子君）　７番、関口雅敬君。

○７番（関口雅敬君）　今の課長の話で、農協から話が来ていないって、長瀞は行っているのですか、では。行っていないでしょう。私が、今は辞めてしまったけれども、副町長を連れて一緒に行って、向こうで初めてだと。「いや、議長、長瀞副町長と議長がこんなに細かくやっていて、長瀞の部会長、宮澤さんもたまげていましたよ」、町が行っていて農協から言ってこないというのならいいですよ。町は農協にそういう話ししていますか。していないと思いますよ、向こうは全然ノースルーだから。私がなぜそれ言うかというと、この皆野の道の駅の農産物含め、あそこで料理もやっているけれども、料理はそんなに、食堂栄えているのは見たことないので、あの農産物の売場だけで５億だよ、５億。来年は５億5,000万が目標でね、町長ね。５億の売場だよ、皆野は。それ長瀞の役場に農協から言ってこないからなんて、そんな殿様商売していては駄目だよ。こっちからお願いに行かなければ。次の質問があるので、反論あったら課長、言っておいてください。いつでも買います。

○副議長（大島瑠美子君）　産業観光課長。

○産業観光課長（杤原秀樹君）　関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

その販路のＪＡの話につきましては、副町長がという話があったかと思うのですけれども、私が４月１日に就任して以降その話を、すみません、副町長のほうからお話がなかったものですから、私のほうとしてもちょっとそういったことに関心が、すみません、薄れていたというか、そういったこともありますので、今回関口議員のほうから質問がありましたので、今後はこちらのほうからも農協のほうにいろいろと聞き取りをした上で、どういった形でやったらいいのか、農業者のためにどういった販路を開拓していったらいいのかということも含めて協議とか検討をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（大島瑠美子君）　７番、関口雅敬君。

○７番（関口雅敬君）　課長、ではぜひお願いします。産業観光課は農業委員会も兼ねているのだから、農業委員会の委員長に関口がこういうふうに言っていたけれどもって今度話してみてください。農業委員会の委員長もなから乗る気でありますから。

では続いて、最後までようやっと来ました。心配していたので。６番目、河川占用の状況について。やっぱり産業観光課長に伺います。荒川の占用許可は、町が埼玉県県土整備事務所に申請し、許可を受け、観光協会が河川を使用したい業者から要望を取りまとめて町に申請し、許可の範囲内に使用の許可を町が事業者に対して認めていると思いますが、申請している事業者数と事業者名を伺います。

また、河床に堆積した土砂を重機等で除去している様子を散見しますが、作業に対して町はどのように指導、監督をしているのか。許可の範囲内での作業であると考えるが、貴重な自然財産を傷つけないための河床の保護は十分なのか伺います。

○副議長（大島瑠美子君）　産業観光課長。

○産業観光課長（杤原秀樹君）　それでは、関口議員の河川占用と状況についてのご質問にお答えいたします。

初めに、申請している事業者数と事業者名についてでございますが、現在、事業者の河川使用に関する

事務は、長瀞町観光協会に委託しており、観光協会が関係事業者から河川使用願を取りまとめ、町に進達し、町が秩父県土整備事務所から受けた河川法に基づく占用許可の範囲内で観光協会を経由して事業者に対して河川使用の承諾をしております。河川使用の承諾をしている事業者につきましては、長瀞舟下り連絡会、秩父長瀞ラフティング業者協議会、長瀞ビックスマイルラフティング、ウェイブグライド、カヌーテ、ブループラネットカヤックスの６社でございます。

次に、作業に対して町はどのように指導、監督をしているのか、岩床の保護は十分なのかについてでございますが、河床に堆積した土砂の除去作業につきましては、河川法に基づく占用許可の範囲内で実施されるものと考えております。町は、観光協会に河川使用に関する事務を委託しておりますが、実際に占用許可の範囲内で実施されているかどうか、河床の土砂除去作業の実態把握及び指導、監督については十分にできていないのが実情でございます。さらに、議員ご指摘のとおり、重機による作業が行われている状況を確認しているにもかかわらず、その作業が許可条件の範囲内か否かについて町では十分な技術的判断ができず、作業の適正性につきまして十分な検証ができていないのが状況でございます。河川の占用許可を受けている以上、町は適切な河川利用に努めなければならず、観光協会や事業者に対して河床の土砂除去作業が岩盤を傷つけないよう配慮させるなど、岩盤保護の重要性を認識させ、適切な作業方法を遵守するよう指導する必要がございます。さらに、許可条件を超えた作業を確認した場合には、速やかに改善指導を行うことが重要でございます。これらのことを踏まえまして、町といたしましては現状の指導、監督体制が十分に機能していないことを認識し、今後観光協会と連携して適切な河川利用が行われるよう努めてまいります。

○副議長（大島瑠美子君）　７番、関口雅敬君。残り３分。

○７番（関口雅敬君）　まだ時間あるから大丈夫だよな。今の答弁いただきました。私この占用権の問題は十五、六年前に、やっぱりこの議場でやったのが私なのです。当時、漁業権と占用権でライン下りの舟とアユ釣りの人であんまりけんかが多くトラブルがあるので、どうにかならないかという話を私秩父鉄道のほうから言われて、漁業組合、私知り合いがちょうど漁業組合長をやっていましたので、では私が仲裁に入ってうまくライン下りとアユ釣りの方が、さおが邪魔にならない、釣り糸を切ったら補償問題だの、そういう話を何とかしましょうというので入っているので、課長が今言った話、ええ、そんな話になっているのかいなと思って聞いていました。課長、この占用権の問題で、私が仲裁に入ったとき、お金が絡んでいるのですよ。分かっています。観光協会に。その観光協会にお金が入っているのは、占用権を貸すからお金が入る。そのお金は何に使うのだといったら、観光につながる教育講習会やったりするのだという話なので、私は深くは立ち入らないで、ああ、そういうのをやるのだぐらいで来ていましたので。最近、特に重機が気になるのです、川へ入って。町長も先ほどリフレッシュ大作戦のときに岩畳、長瀞の100周年超えて102年目だという話が出る中で、一方ではユンボが入って川底をユンボでかき回している。以前、15年前になぜ私が言ったかというと、蓬莱島の入り口に横臥褶曲の大事な褶曲が見えていた横５センチ、ユンボが走っているので、ああいうのを壊したら困るのではないのという質問からこの占用権をやったのです。いまだまだユンボでかき回しているので、あれ川の中は全然いいと思っているのですか。川の中にはそういう大事な地質学のあれはないのかな。自分は潜ってみたことがないから、分からないのです。何もないならひっかき回してもいいし。そこを言っているのです。観光協会に任せて、何で観光協会が間に、今この原稿を読んでいて、聞いている方はおかしいなと思ったと思いますよ。

○副議長（大島瑠美子君）　７番さん、時間となりましたので、早く質問終わらせてください。

○７番（関口雅敬君）　では、もう答弁はもらえないのだね。分かりました。では、これで結構です。
以上で終わります。
○副議長（大島瑠美子君）　７番、関口雅敬君の質問を終了いたします。
議長を交代いたします。
〔副議長、議長と交代〕
○議長（関口雅敬君）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時２８分

再開　午前１０時４５分

○議長（関口雅敬君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（関口雅敬君）　次に、３番、近藤一美君の質問を許します。
３番、近藤一美君。
○３番（近藤一美君）　１番目の質問です。長瀞町の持続可能性と限界の町への対策について町長に伺います。
本町の高齢化は県内でも高く、全国的にも高いところです。加えて、人口の減少が続いております。生産年齢人口の減少には歯止めがかからない状況であります。一部の集落においては、共同体の維持が困難になる、いわゆる限界集落の状況が見受けられる地域もあると考えますが、町は現在の人口動態が町全体に与える危機についてどのように認識しているか伺います。
また、長瀞には年間約300万人以上の観光客が訪れていますが、残念ながら直接的な定住や集落維持に結びついていないと思われます。二拠点居住やワーケーション施設の拡充、地域行事への観光客の参画など、一歩踏み込んだ関係人口の創出に取り組む考えについて伺うとともに、本町の高い高齢化率を考えた場合、買物や通院など交通弱者の問題が深刻化する懸念があることから、デマンド交通等の導入を再考する考えはないか伺います。よろしくお願いします。
○議長（関口雅敬君）　町長。
○町長（鈴木日出男君）　近藤議員のご質問にお答えをいたします。
長瀞町は、令和４年４月１日に過疎地域に指定をされました。また、経済界の有志が集まった人口戦略会議が令和６年４月に公表したレポートで消滅可能性自治体に指定をされました。さらに、先日、県が公表しました令和７年国勢調査速報結果においては、町の人口は6,101人とされており、前回、令和２年の調査のときは6,807人、ですから706名の減となっております。人口減少率は10.37％と、東秩父村、小鹿野町に次いで県内市町村で３番目に高い人口減少率となっております。令和７年の長瀞町に出生した赤ちゃんは７名でありました。そして、残念ながら亡くなられた方が約100名。それだけでも91名の自然減ということで、大変残念な状況であります。こうしたことから、人口減少は町にとって喫緊の課題であり、今後も根強く、引き続き企業誘致と子育て支援事業や定住促進対策事業に取り組んでいかなければならな

いと考えているところでございます。私は、今の時代、人口増というのは見込めるとは思っておりません。何とか人口減の幅を緩やかなものにしていくことが、そこを目的にしていきたいなと考えております。

次に、関係人口の創出についてでございますが、長瀞町に継続的な、多様な形で関わる人を増やすために、農業や自然資源、観光資源の活用により魅力を高め、通年長瀞町を訪れる仕組みづくりを進めていくことが重要であると認識しております。そのため、今年度は新たに地域おこし協力隊３名採用をする予算を計上しており、定住促進事業、地域の特産品開発や隠れた名産品の発掘と、事業及び町の魅力を発信する新たな広報活動事業を実施していく予定であり、長瀞ファン、長瀞応援団として継続的につながりを持つ人である関係人口の創出には力を入れていきたいと思っております。

最後に、デマンド型交通等の導入についてでございますが、公共交通につきましては、実証実験の利用者数が少なかったこと、また多額の費用が必要であること、そのことから導入を見送った経緯がございます。高齢者を中心とした、いわゆる交通弱者に対しては、長瀞町商工会の元気と安心お助け隊において、外出支援として高齢者の移動サービスを行っていただいており、町としても事業実施に関する補助金の交付や、今年度においてはお助け隊の活動と併せて防犯パトロールもできるよう、青色防犯パトロールカーの車両購入費補助など、事業支援を行っているところでございます。また、高齢者の見守りと地域の通いの場づくりを理念とした移動販売車「うえたん号」の運行も行っているところでございます。地域公共交通計画につきましては、今年度が現行計画の最終年度となっており、デマンド型交通を含む公共交通の導入の可否につきましては、高齢化や免許証の返納状況などを踏まえながら、次期計画策定時に検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（関口雅敬君）　３番、近藤一美君。

○３番（近藤一美君）　再質問させていただきます。

限界集落につきましては、風布地区でありますと思います。私が言いたいのは、小学生が減るのはなぜか、それは適齢期の方々が長瀞にいないことだと思います。年配者はいずれ、老兵は過ぎ去るものと他界していきます。自然減は止まりません。子供をつくれといっても、表現が今いろいろ問題になるので、ちょっと変えさせていただきますけれども、畑と称するものがなければなりません。それは女性なのです。種は男性なのですが。言葉をはっきり言うとまずいので、ちょっと。そういうのを分かってもらっていると思うのですけれども。が少ないということで、実のなる子供ができないということだと思います。適齢期の人がいなければ実はならないということを私は言いたいのです。若者がいなければこのようなことがないということを認識していただきたいと思います。若者が住みやすいまちづくりを推奨していただきたい。若者が好きなのは工場ではなくて、ＩＴ関係の企業なのです。また、前回も言いましたが、若者が遊ぶところ、集うところがありません。喫茶店、ゲームセンター、カラオケ、ラーメン屋等ありません。スナックにおいては４軒。居酒屋を含めても４軒。喫茶店などは、夜開いている家は一軒もありません。これでは若者が集まりません。ましてファッションにうるさい若者のファッションを扱う店も一軒もありません。銀行もありません。ないもの尽くしの町です。このような町では、町の経済自体が維持できていないのではないかというふうに痛感しております。若者の生活できる環境を整えていただきたいと思います。

続きまして、町でそのような施設、隣のＪＡの長瀞支店が空いているので、そこを改造して何か造っていただきたいなと個人的には思っております。また、若者の好きなＩＴ企業のほかには、自動車関係の仕事だと思いますが、長瀞町には自動車関係の下請企業しかございません。若者が好きなのは、トヨタ、ホ

ンダといった有名メーカーです。隣の町では、ホンダさんが来たので、結構にぎわっているようです。ここに行くのには、長瀞から約１時間かかります。また、その若者が所帯を持てば、メーカーの近くに居住してしまうので、長瀞から流出してしまうのが現状です。

続きまして、産業について関連で言いますが、第１次産業の農業、林業、漁業については後継者が全くいない状況ということになっております。第２次産業の工場の従業員数の３割が外人さんになっているようです。第３次産業のサービス業においても、近年、後継者がいないので閉店する店が出てきているようです。

続いて、230万人以上の観光客が訪れていますが、なかなか移住している方はいないという話なので、何とか力を入れて町長に頑張っていただきたいと思います。町の空き家状況は、10件あれば３件から４件が空き家になっておると私は把握しております。そこで、町に居住して働ける二拠点居住型のワーケーションです。ワーケーションとは、ワーク、働くとバケーションのことです。ワークを離れ、リフレッシュする造語だそうです。よく分かりませんが、取りあえず働くことと遊ぶことが合わさった言葉です。行楽地であるのですから、このような状況をつくるのは自然とできるのではないかなと思っております。

続きまして、小売店の著しい減少に伴い、地域での買物が困難になっているので、先ほど言っていたデマンド交通につきましても、大型スーパー等に行くには、タクシー自体が長瀞町には存在しません。路線バスもありません。そこで考えるのは、町でデマンド交通を考えるとするならば、小学校のスクールバス、登下校時以外は空いているので、その空き時間を利用して、スクールバスをコミュニティバスという形で運用できればいいのではないかなと考えております。

以上です。ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（関口雅敬君）　町長。

○町長（鈴木日出男君）　近藤議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げましたように、昨年は子供が９名出生だけでありました。それで、今年の小学生、入学したのが20名ということになっております。今20代から30代の方々が何とか長瀞町に定住、移住していただきたいというのが私の本当に願いでございます。これからご結婚されてお二人で移住してきたり、また子供、小さい子を連れて移住してきたりと、そういうような方々を本当に歓迎をしたいわけなのですが、それにはそれに即した受入れのほうも充実したものでないといけないと思いますので、そちらのほうを考えていきたいと思っております。

空き家については、去年あたり確認したのが226件ぐらい長瀞町でございました。中には本当にまだまだ立派に住める空き家もございます。そういうような空き家等をいろいろ空き家バンク等に登録しながら、何とか利用できればなと、そのように考えております。

また、先ほど言った20代、30代の方々の中には、やっぱり若いご夫婦でございます。それには働く場所ということでございますが、企業誘致、種類はどうあれ、何としても企業誘致のほうにも、日本一安心、安全な町であるということもＰＲをしながら、企業誘致に進めていきたいなと、こう思っております。

あと、いろいろな種類の何もない町ということで言われておりました。先ほど前議員のときにも質問があったように、ＪＡちちぶもいろいろ考えているということも聞きました。そして、近藤議員が言っておりました隣のＪＡの建物等も、今後どうするかという問題もＪＡのほうではあるということも聞いております。そういうことを含めてＪＡさんともいろいろお話を聞きたいなと思っております。

また、二拠点居住、今本当にはやりであります。先ほども申し上げましたとおり、空き家がこれだけあ

るということをＰＲしながら、二拠点居住のほうに何としても力を入れていきたいと思っております。

デマンド交通につきましては、今スクールバスというお話がございます。スクールバスをこのように使えるかどうかは、私はまだ全然ちょっと検討はしておりませんが、バス空き時間が確かにありますが、契約方法も違いますし、いろいろ契約金額もそうなると変わってくると思いますので、本当に難しいなとは思いますが、頭に入れておきたいと思っております。

以上です。

○議長（関口雅敬君）　３番、近藤一美君。

○３番（近藤一美君）　町長は、長瀞町はもう限界の町だと考えておりますか。

○議長（関口雅敬君）　町長。

○町長（鈴木日出男君）　近藤議員の再々質問にお答えします。

私が仮にそんなことを思っては本当にこの町はこれから発展していくことはございません。私は限界の町とは思わない。これから明るく元気で多くの方々に先ほど言った施策をしながら、少しでも人口減を食い止める、人口の減少の幅を緩やかにするということをこれから策を練っていきたいと。決して限界の町ではないと私は思っております。

以上です。

○議長（関口雅敬君）　３番、近藤一美君。

○３番（近藤一美君）　ありがとうございました。

では、２番目に移らせていただきます。外側線等の補修について建設課長にお伺いします。町道幹線２号線や県道長瀞停車場線の外側線やセンターラインが経年劣化や摩耗等によりちょっと見づらいということで、認識性が非常に悪くなっております。このため、観光客は歩道の区別が困難になっているようで、車道としての認識が薄いのか、車との接触が起こる状況が散見されております。町は、外側線等の補修を早急に実施するお考えはないか。また、県道を管理する埼玉県秩父県土整備事務所や秩父警察署等に補修や横断歩道の新たな設置について要望するお考えはないか伺います。お願いします。

○議長（関口雅敬君）　建設課長。

○建設課長（常木真人君）　それでは、近藤議員の外側線等の補修についてのご質問にお答えいたします。

町道幹線２号線についてでございますが、車両と歩行者を明確に分けることにより安全が確保できると考え、歩行者は幹線２号線の歩道を利用し、踏切内も上長瀞側を通行するように誘導するため、今年度、外側線やグリーンベルト等の設置をする予定でございます。

次に、県道長瀞停車場線についてでございますが、管理者である埼玉県秩父県土整備事務所や秩父警察署に議員から質問があった旨を伝え、対応をお願いしたいと思います。秩父県土整備事務所及び秩父警察署と連携を図りながら安全対策に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君）　３番、近藤一美君。

○３番（近藤一美君）　再質問させていただきます。

観光課長は、長瀞観光の歩み139ページ見ましたか。いつだったか、観光課長のときにちょっと見ておいてと、こういうふうに言っていた。139ページにこの道路が昭和63年にできたということで載っていて、もう40年たっているので、何とか早急にしていただかないと。先日も私の前の車が接触事故を起こすところだったので、私はその車におかまを掘るところだったのですけれども。何としてもセンターラインがな

いというのが一番くせ者なのですけれども。観光客が車道を堂々と歩いているので、ここは歩行者天国なのか、歩道を車が走っているのだかちょっと分からない状況なので、本当に困っているということをお土産屋さんの人たちも言っているぐらいなので、早急に何とか対応してもらいたいのですけれども。

そんなわけなのですけれども、どのような感じなのでしょうか。県のほうはいつ頃言っていただけるのでしょうか。

○議長（関口雅敬君）　建設課長。

○建設課長（常木真人君）　それでは、近藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

幹線２号線についてですが、センターラインの設置については、今年度、先ほど述べましたとおり、外側線やグリーンベルト等の設置をする予定でありますので、センターラインの設置については、県道などとの調整等が出てくると思いますので、秩父県土整備事務所や秩父警察と相談したいと思います。

県道のほうに関しましてはいつ動くかということなのですけれども、この議会が終わりましたら秩父県土及び秩父警察のほうにお話をしたいと思っています。以上でございます。

すみません。あと、長瀞観光の歩みのほうについては、すみません、ちょっと現在のところ確認していませんので、お願いします。

○議長（関口雅敬君）　３番、近藤一美君。

○３番（近藤一美君）　ちょっと再質問が再々質問ではないかもしれないのですけれども、道路施設にはチャッターバー、ピンコロという外積ブロック、デリニエーター、シェブロン等がありますので、そのようなものをくっつけていただくとより一層車道だと分かると思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（関口雅敬君）　建設課長。

○建設課長（常木真人君）　それでは、近藤議員の再々質問にお答えさせていただきます。

今回は、外側線はグリーンベルトの設置で対応を行いたいと思いますので、ご了承いただければと思います。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君）　３番、近藤一美君。

○３番（近藤一美君）　では、続きまして３番目の質問させていただきます。

町が実施するイベントの開催について町長に伺います。町が持続可能な発展を遂げるためには、町民の方が町に住んでよかったと感じるコミュニティの活動が不可欠であると考えます。町民同士が世代を超えて親睦を深める絶好の機会であった町民大会や長瀞まつりが開催されなくなって久しい状況でありますが、若者がイベントを通じてまちづくりに参画したり、町民満足度を向上させる新たなイベントの開催についてお考えがあるか伺います。よろしくお願いします。

○議長（関口雅敬君）　町長。

○町長（鈴木日出男君）　近藤議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、町民体育祭り及び長瀞まつりの再開についてでございますが、町民体育祭りにつきましては、平成11年の開催を最後に、長期間にわたり開催をされていない状況でございます。当時の中止の理由といたしましては、国体への対応や各行政区における選手選出の難しさなどが挙げられております。その後、再開につきましても、区長さんをはじめ関係者の皆様からは、選手集めが大変であり、以前と同じ形で実施することは難しいといったご意見をいただいてきたところでございます。また、近隣の市町村におきま

しても、かつてのような全町的な体育祭を継続している例は少なくなっているものと認識しております。現在では、地区単位や小学校区単位で比較的小規模に実施している例が多いようでございます。このような状況を踏まえますと、町民体育祭りを過去と同じ形で再開することは、参加者の確保、役員や行政区の負担、実施体制の確保の面から現時点は難しいかなと思われるところでございます。一方で、町民の皆様が地域のつながりを深める機会を設けることは大変重要であると認識はしております。今後は、誰もが気軽に参加できる、行政区等の負担が過度にならない形でのイベントの在り方について前向きに検討していきたい、そのように思っております。

次に、長瀞まつりについてですが、長瀞まつりにつきましても平成12年を最後に開催をしておりません。長瀞まつりは、町民で構成する様々な団体やグループが日頃の活動を発表し、相互の交流を通じて地域のコミュニティの輪を広げる町の一大イベントでございました。しかしながら、参加団体の負担や開催に係る体制の確保、時代の変化などを踏まえ、中止となったものと承知しております。これらにつきましても、以前と同じ形で再開は難しい面がございますが、町民団体や地域の皆様の活動の発表、交流促進の場を設けることは、地域活性化の観点から意義があることと考えております。このため、現在行われている公民館ホームまつり、また文化展などのイベントについては継続してまいります。

続きまして、新たなイベントの開催についてお答えをいたします。ここ数年では、名勝及び天然記念物「長瀞」指定100周年記念事業として令和６年９月にながとろ水まつりを開催したほか、令和６年から子育て応援フェスタを実施しております。また、新型コロナウイルス感染症の影響により中止をしていた元気モリモリ大会につきましても５年ぶりに再開をしまして、元気モリモリ体操を実施している方が一堂に集まる年１回のイベントとして実施をしているところでございます。これらのイベントは、町民の交流促進、子育て支援、健康づくり、観光振興、地域活性化などを目的として実施しているものでございます。現時点で町全体で挙げて実施する大規模な新規のイベントを直ちに開催する予定はございませんが、今後も町民の皆様のニーズや関係団体のご意見を踏まえながら、既存のイベントの充実を図っていきたいと思っております。また、町民が参加しやすく、地域の交流と活性化につながるイベントの企画、開催に努めてまいります。

ご質問にございました、若者がイベントを通じてまちづくりに参画する機会についてでございます。町役場職員も若い職員が増えてきておりますので、既存のイベントの企画、運営段階から若手職員の意見も積極的に取り入れているとともに、現役でお勤めの中の参画機会を増やすには難しいかなとは思いますが、若い世代がまちづくりに関わる環境づくりも引き続き検討してまいります。

また、町民の満足度の向上につきましても、各イベントの開催後のアンケート調査や町民の皆様からのご意見、ご要望を丁寧にお聞きしながら、イベント内容の改善、充実に反映させることで、より多くの町民の皆様に満足いただけるイベント運営に取り組んでまいります。今後も引き続き関係団体が実施しているイベントについても町として引き続き協力をしてまいります。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君）　３番、近藤一美君。

○３番（近藤一美君）　では、再質問させていただきます。

社会教育で、社会体育……今何ていう。社会スポーツは何ていうのでしたっけ。

〔「スポーツ協会」と言う人あり〕

○３番（近藤一美君）　スポーツ協会。スポーツ協会なんかの実施のソフトボール大会だとかバレーボール

大会も何か開催が危ぶまれているようなぐらい人がいなくなってしまったそうなので。そこで、何ができるかなとちょっと考えたのですけれども、先日、神川町のスポーツ公園でフリーマーケットをやっているというので、朝７時ちょっと過ぎ頃着いたのですけれども、駐車場に入れなくて１時間ぐらい道路で待っていたのですけれども、えらい人がいたので、確かに業者の人もいたのですけれども、農家の人もいたし、地域の人もいたので、自分ちのお葬式のお茶の包みなんかを売っている人もいたので、そのようなイベントでもいいのではないのかなと思うのですけれども、今度長瀞のセブンイレブンの先にできるバスの駐車場を利用するとか、そのセブンイレブンの裏の公園を利用して駐車場として活用するような、そのような新たなイベントで町を盛り上げていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（関口雅敬君）　町長。

○町長（鈴木日出男君）　近藤議員の再質問にお答えします。

本当に今いろいろスポーツも、スポーツ協会もそうですが、スポーツ少年団も本当に子供たちも少なくなったり、大人たちもスポーツをする機会が少なくなったなと思っております。私も先月スポーツ協会主催のソフトボール大会に、開会式に行きましたら２チームだけでした。以前は本当に10チームも、それ以上のチームが出ていたわけですが、本当に寂しいなと思っております。また、神川町のスポーツ公園で行われているフリーマーケットにつきましても、私も何回か行ったことがありますが、本当に多くの人たちが、そして出店者も数多くありました。ああ、こういうようなフリーマーケットは本当いいなと、活性化になるなと、そのようなことを思ったところでございます。そのような中で、公園を利用ということ、あと駐車場もということがあります。町としても今ちょうどそういうような話題をしていたところでございます。何とか公園あるいは駐車場も、本当に駐車場だけではなく、そういうような催しもできるような、そういう環境をつくっていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（関口雅敬君）　３番、近藤一美君。

○３番（近藤一美君）　ちょっとイベントと外れるかもしれませんが、何か催物があるとじいさん、ばあさん、父ちゃん、母ちゃんが集まって出てくるのは、近所の若者の話が出て、ああ、あそこにいい子供がいるのだよね、あそこにいい女の子がいるからとか言って出会いの場が、本人同士ではなくて近所のおばさん同士とかおじさん同士でできていたのではないかななんていうふうにこの頃思っているのですけれども、何とかそのような状況もつくっていただけるとありがたいのですけれども、どのようなお考えがありますか。

○議長（関口雅敬君）　町長。

○町長（鈴木日出男君）　近藤議員の再々質問にお答えします。

本当に今、前の質問にもあったように、男女の出会いの場というか、そういう部分が本当にないような気がしております。昔は、先ほど言った町民大会でも長瀞まつりでも、そういうのをやれば多くの人たちが集まって、昔の同級生が来たり、あるいは中学校時代の２つ上、３つ上の人たちが来る、そういうところでもしかすれば本当に出会いがあるかなと私は今考えたところでございます。そういう催しをやれば確かにそういう機会が本当に増えるかなと思っておりますので、先ほど言った公園を使ったり駐車場を使ったりの催し等を計画しながら、そこで出会いの場ができればなと考えております。

以上です。

○議長（関口雅敬君）　次に、５番、村田徹也君の質問を許します。

５番、村田徹也君。

○５番（村田徹也君）　５番、村田です。それでは、町長の議会答弁についてお伺いします。

議会答弁で重要なことは、住民の代表である議員を通じて住民への説明責任を果たすことですが、これまでの町長の答弁において、政策の一貫性と整合性が保たれていない、正確な事実と論拠に基づいていないと感じられる答弁が見受けられ、住民に対して説明責任を果たしていないと感じております。そこで、次の点について伺います。

１、提出議案について信頼性を持てるのか。

２、選挙違反についての答弁が二転三転し、真実を隠蔽しようとしたと思えるが、真摯な答弁であったのか。

３、監査委員選任時の説明や答弁の内容に疑問があり、真実とかけ離れていると感じるが、どのように考えておられるのか。

○議長（関口雅敬君）　町長。

○町長（鈴木日出男君）　議員ご指摘のとおり、議会答弁は住民の代表である議員を通じて住民への説明責任を果たす重要な機会であると認識しております。そのため、答弁に当たりましては、正確な事実関係に基づき、法令や制度の趣旨を踏まえ、誠実かつ丁寧に説明をすることが必要であると考えております。

まず（１）についてでございますが、町長として提出する議案につきましては、関係法令、条例、規則等に基づき、担当課における確認、関係課との協議、内部決裁の手続を経て提出しているものでございます。議案は、議会における審議の前提となるものであり、その信頼性を確保することは極めて重要であると認識をしております。そのため、担当課において事実関係、根拠法令、予算措置、手続の適否等を確認をした上で起案し、必要に応じて関係課と協議を行い、最終的には私が責任を持って決裁をしているものでございます。もとより議案に対する信頼は議会審議の根幹に関わるものでありますので、今後も提出議案の正確性及び信頼性を確保するため、事前確認、根拠資料の精査、説明内容の整理を徹底してまいりたいと思っております。

次に、（２）についてお答えいたします。選挙運動収支報告書に関するこれまでの答弁につきましては、議員から二転三転しているとご指摘をいただいております。この点につきましては、当方としては意図的に説明を変えた、あるいは説明を控えたという認識はございませんが、結果として説明が十分でなかった部分があり、議員及び町民の皆様に分かりにくい印象を与えたことにつきましては深く受け止めております。これまでの議会でも説明をしてまいりましたとおり、当初町議会議員選挙における車上運動員の上限人数超過に関する点を把握したため、その点について説明をいたしました。その後、同種の不備がないかを含め、選挙運動に関わる収支関係の全体を改めて点検する必要があると考え、町議会議員選挙及び町長選挙の収支報告書の内容について確認を進めました。その結果、その他にも訂正を要する部分が認められたため、訂正をし、収支報告書を町選挙管理委員会へ提出したものでございます。その経過は、当初把握していた事項を説明した後に収支報告全体を確認する中で追加して訂正を要する事項が判明をし、順次必要な訂正を行ったものでございます。ご指摘のように、意図を持って説明を控えたものではございません。また、選挙運動収支報告書は、公職にある者の政治活動、選挙活動の透明性に関わる重要な手続であり、

この説明についてはより丁寧で正確であるべきだったと考えております。複雑な手続の中で不備が生じたことは、また当初の説明が結果として十分でなかったことにつきましては重く受け止めております。大変申し訳なく思っております。今後は、選挙運動収支報告に限らず、議会における説明に当たりましては、把握している事実、確認中の事項、今後確認を要する事項をできる限り明確に区分し、正確な事実関係に基づき、誠実に、丁寧に答えてまいります。

次に、（３）、監査委員についてでございます。監査委員の選任に当たりましては、地方自治法第196条及び長瀞町監査委員条例に基づき、議会の同意を得て選任する人事案件として、監査業務の公平性、独立性、識見等を踏まえ、適切に判断するべきものと認識しております。また、監査委員の職務の執行に当たりましては、地方自治法第199条の２において、監査委員は自己、配偶者または２親等の親族が従事する業務に直接の利害関係のある事件については監査することができないとされております。この除斥規定は、監査の公正性及び独立性を制度上確保するための重要な規定であると認識しております。ご指摘の商工会副会長の職務と監査委員の職務との関係につきましては、商工会副会長の職務にあることのみをもって直ちに監査委員としての職務全体を否定されるものではないと考えております。一方で、町と商工会との関係、補助金、委託、財政援助等に関する監査など、当該職務との間で直接の利害関係が問題となり得る事件については、地方自治法第199条の２の趣旨を踏まえ、除斥を含め、個別に厳正に判断する必要がございます。前回の人事案件提出時におきまして、商工会副会長を退任させる方向で調整しているという趣旨の説明をしたものと認識しております。この点につきましては、その後の状況や法令上の整理を含め説明が十分でなかった部分があり、結果として議員及び町民の皆さんに疑問を抱かせることになったものと受け止めております。説明が不十分であったことにつきましてはおわびを申し上げます。今後は、監査委員の職務遂行に当たり、地方自治法第199条の２に基づく除斥規定の趣旨が適切に機能するよう、関係する監査案件ごとに利害関係の有無を慎重に確認して、必要な対応を行ってまいります。

以上、３点のご質問にお答えをしました。議員ご指摘のとおり、議会答弁は住民の代表である議員を通じて住民への説明責任を果たす重要な役割を担っております。ご指摘をいただいたことを真摯に受け止め、町政の信頼回復に向け、引き続き対応してまいります。

以上です。

○議長（関口雅敬君）　５番、村田徹也君。

○５番（村田徹也君）　では、再質問のほうをしたいと思います。

６月９日に町長の公職選挙法違反の初公判が開かれ、私もさいたま地裁のほうに傍聴に行ってまいりました。その内容についてもちょっと質問に含めさせていただきたいと思います。今までに多分捜査機関からの招聘等もあったのではないのかなというふうなことについて、果たして提出議案等が書く、書かぬとかいうところで議論されていたのか、大丈夫だったのかというふうなことにちょっと疑義が生じていますので、お答え願えればと。

あと次に、課長への負担というのを、責任ですか、かなり今重くなっている状態ではないのかなと思いますが、そのことに関して町長どのようにお考えなのかについてお伺いします。

２について、議員時代の議場内の撮影というふうなこともあったのですけれども、それから議員選挙、町長選挙と違反が新たに出てきたというふうな結果になったと思うのですが、新たではなくて、収支報告の訂正とかいろいろな過程でそういうことになってしまったのだと思いますが、とにかく町長は収支報告書のミスでというふうに１点でお話、答弁されていたのですが、こちらから……

○議長（関口雅敬君）　村田議員に申し上げます。

ただいまの発言は議事に関連ありませんので、控えてください。

○５番（村田徹也君）　はい。では、続けます。

町長の答弁が二転三転したというところに関して、私のほうとか、こちらで聞いていると虚偽答弁であったのではないのかなというふうに感じてしまったのですが、選挙を行うについてのノウハウについて、全く知識を持たないで選挙をしたのでこういうことになったのかどうかということについてお伺いします。

それから、運動員超過等については、公職選挙法第221条、222条で買収罪に当たるというふうなことなのですが、先ほどと関連して、選挙をやるに当たってどのように法令遵守を心がけてやられたのかというふうなことについて、今までの答弁からちょっと察し難いので、お答え願えればと思います。

それから、これは私が質問した中で、選挙カー運転手についてなのですけれども、届出書には免許証の写しとかを添付して記名、押印して提出したのだと思うのです。それについて、この支払いについては公費負担を受けていたのかどうかという点についてお伺いしたいと思います。

あとさらに、応援弁士の車上運動員との重複について前回質問したところ、別の車で行っていたので問題はないだろうというふうな発言だったのですけれども、これＳＮＳの投稿を見ると車上運動員の腕章をつけたまま応援演説をしていたのです。これ答弁がちょっと食い違っているのではないのかなと。そのことは認識されていなかったのか。認識されていなかったので、そういう答弁をされたのかというふうなことについて。

それから、町長も先ほど答弁しましたが、監査委員の選任について、該当の方は３月31日をもって商工会副会長を辞められますという発言があったのですが、このことは要するに人事案件の承認というのですか、同意についてかなり影響を及ぼした可能性もあるのですが、そう発言されたことは事前に本人と確認しての発言だったのでしょうか、それとも確認ができていないであの場でそういう発言をなされたのかという点についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（関口雅敬君）　町長。

○町長（鈴木日出男君）　村田議員のご質問にお答えをいたします。

今本当にこういうような役場内の状況でございます。そして、４月には副町長も不在となったという状況でございまして、本当に役場の課長職には大変なご迷惑をかけております。いろいろな面で、まず副町長の代理を課長にしてもらい、それから私のほうに決裁が来るという状況でございます。大変な重いお仕事をしていただいております。負担がかかっていることは重々承知でございますが、今こういうような状況でございますので、副町長も選任はできませんし、幸い課長の皆さんもそういうようなことを顔に出さず、本当に一生懸命やっていただいていると、そういうような感じで私は受け取っておりますが、引き続きお願いしたいと私は思っております。

また、収支報告のミスと、議員時代からのミスもあり、収支報告のミスということを言っておりました。私は、本当に車上運動員という部分に、車両を運転した者、また街頭演説等でビラを配ったり、演説のところに一緒に立ったりする者、そういう者も一緒に車上運動員として名前を挙げたと。それが一番の今回のあれでございますが、そのことにつきまして収支報告書にミス、記入をしてしまったということを述べているところでございます。

あとは、二、三転したいろいろ私の答弁について虚偽答弁ではないかということでございますが、そのことは考えて、虚偽答弁ではないと私は信じております。

選挙運動につきましては、本当にいろいろ選挙始まる前に選挙管理委員会からも説明を受けたりして、その冊子等も見させていただいたり、勉強はしたと、私はそのように感じております。しかし、今回の事案については、そこを確認をしなかったということについて発生したものであり、本当に心からおわびをしたいと思っております。

また、選挙運動の運転手等の公費につきましては、５名を上げました。公費負担で支払いをしていただいております。

あと、応援弁士につきましては、１名、ウグイス嬢と兼ねて応援弁士をしたということでございますが、ウグイス嬢をやっているときの費用については当然報酬として支払いました。それで、その後すぐ応援弁士に移ったこともあったかなとは思うのですけれども、腕章をしていたということでございますが、申し訳ございませんが、私はその腕章については認識はしておりませんでした。

あと、監査委員につきましては、私も説明のときは次の総代会、総会あたりで人員をしたいというお話を私は聞きましたので、そこで３月の定例議会に提出したということでございます。

以上です。

○議長（関口雅敬君）　５番、村田徹也君。

○５番（村田徹也君）　それでは、この場に至ってあまり細かいことを言ってもしようがないのであれなのですけれども、では要するに車上運動員さんではなくて運転手さんについては労務員という形で５名の方の登録をなさったということですよね。その方は、車上運動員とは全く別ということですよね。だから、例えば同級生の方がそこで労務員さんで運転手さんに登録したということではないですよね。そうなってくると、この間のさいたま地裁での証人の答弁と違ってきてしまうと。７人で車を運転していたというふうなことをちょっと証人の方が言われていたので。では、そうなるともしかして運転手さんとして登録して、それが公費で支払われていたのであればその公費分は返還しなければいけないのではないのかなと、こういうふうなことでちょっと思ったので、そこをまた確認はしていただければと思います。

それから、監査委員の件につきましては、確かにあの場で辞められると思うということは、本人と話をしてそういうことになったからあの発言があったというふうなことで考えてよろしいわけですか。今さら辞めろとかそういうことは全然思いませんけれども、まだ商工会のほうの役職については辞められていないというふうなことになる。結果的に見ると、その町長が発言されたことは事実と異なっていたというふうなことになってしまうので、ちょっとそれはやはりいかがなものかなとこちらとしては受けてしまうと。

あと１点、副町長の件につきましてでも、同意案件ですが、説明はされたのは私も聞いてメモしてあるのですが、特にそれを申しませんけれども、急に辞められてしまったと。実際には町長が町長になってから２人目の辞任という形になると思うので、これは普通になかなかあり得ないことだなと思って、ちょっと危惧しているところです。

最後にこれだけ。選挙をするに当たってやはり説明会があって、公職選挙法という法律があって、それをちゃんと反すうして選挙をやるのが一般……

○議長（関口雅敬君）　村田君に申し上げます。

ただいまの発言は議事に関連がありませんので、控えていただくようお願いします。

○５番（村田徹也君）　今言っているのは関連あるでしょう。今言っていることは副町長でしょう。そうで

はない。まあいいや。選挙をやるに当たって、事前……これが通告と違うということですか。普通考えて選挙はそういうものだろうと思うのがちょっと甘過ぎたのではないのかなということに関して、町長も述べられていますけれども、あまりにもちょっと、言葉悪いけれども、ずさんという形に取ってしまうので、それを反省されている一言でもいただければいいかなと思います。

○議長（関口雅敬君）　町長。

○町長（鈴木日出男君）　村田議員の再々質問にお答えします。

今考えると本当にもっともっと勉強して、確認をちゃんとし、認識し、勉強しておけばよかったなと思っております。本当に私としては裏でいろいろやったとか、そういう気持ちは全然ございません。本当にもっともっとその提出された選挙の勉強をする資料、そういう等を本当に確認すればよかったなと思っている次第でございます。本当に皆さんには申し訳ないということで、何とかおわびを申し上げたいと思っております。

以上です。

○議長（関口雅敬君）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時４５分

再開　午後　１時００分

○議長（関口雅敬君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次、村田徹也君の質問を許します。

５番、村田徹也君。

○５番（村田徹也君）　それでは、障害者の支援について町長にお伺いします。

障害者の雇用の促進等に関する法律第６条に、「国及び地方公共団体は、自ら率先して障害者を雇用するとともに、障害者の雇用について事業主その他国民一般の理解を高める」の一文と、一定規模以上の事業主に対しては全従業員のうち一定割合以上の障害者を雇用することを義務づけておりますが、この障害者雇用率は2026年７月から2.7％に引き上げられる予定のようです。また、本年４月から高次脳機能障害者支援法が施行され、第４条に地方公共団体の責務が明記されました。障害者への支援を拡充しなければならないことから、次の点について伺います。

１、当町役場内での障害者雇用の実態について。

２、町内企業への障害者雇用の指導や援助について。

３、町が作成する長瀞町障がい者計画や障がい福祉計画の中に高次脳機能障害の支援について明記する考えがあるのか。また、共生社会確立のために、町民に対して意識向上の啓発を実施する考えはあるのか。

４、高次脳機能障害者を含む障害者及びその家族は、周囲の目を気にして相談を受けない方が一定数いると思われるが、町は相談を受けない方の把握と支援をどのように行うのか。

５、高次脳機能障害者支援法第10条第２項に、「支援に関して講じた施策の実施の状況を適切な方法により随時公表するよう努めなければならない」とあります。また、障害者総合支援法においては、計画に定める事項について定期的に調査、分析及び評価を行うとあるが、施策の実施の状況や行った評価について公表する考えはあるのか。

○議長（関口雅敬君）　町長。

○町長（鈴木日出男君）　村田議員の質問について順次お答えをいたしますが、項目が長いので少々長くなりますが、よろしくお願いいたします。

まず、（１）の当町役場内での障害者雇用の実態についてお答えします。障害者の雇用につきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、地方公共団体は率先して障害者を雇用することが求められおり、当町においても積極的に取り組んでいるところでございます。令和７年度に埼玉県労働局に報告した長瀞町の障害者の雇用状況について説明をしますと、算定対象となる町長部局の職員数は78人であり、障害者の雇用人数は2.5人となっております。雇用形態は全員が会計年度任用職員で、実雇用率は3.21％となっています。令和７年度に適用される法定雇用率2.8％は上回っている状況でございます。令和８年度の法定雇用率は、民間企業については2.5％から2.7に、地方公共団体については2.8から3.0％に引き上がりますが、今年度も法定雇用率は達成する見込みでございます。

次に、採用に向けた取組についてですが、当町では障害者の雇用促進に向け、一般職員の募集と別枠で、補助的な業務に従事する会計年度任用職員の募集を行うなど行っております。募集については、広く公募により行い、障害特性に配慮をし、筆記試験などは行わずに面接のみで選考するなど、公平な採用に努めているところでございます。また、採用した障害者雇用の会計年度任用職員につきましては、１年間の人事評価の結果を基に、勤務実績を勘案し、翌年度の募集枠を踏まえ、公平な選考により採用の継続を判断しているところでございます。今後につきましても法定雇用率が未達成にならないよう、適切に雇用してまいります。

（２）についてお答えをいたします。当町については、公共職業安定所、ハローワークと連携し対応をしております。ハローワークは、障害者雇用に関する専門的な知識と経験を有する機関であり、障害者を雇用する事業主に対する雇用管理上の配慮についての専門的な助言や障害者雇用に関する相談、指導等の支援を実施しております。また、令和７年10月に秩父公共職業安定所、埼玉労働局、埼玉県が主催となり、当町を含む１市４町が共催した秩父地域障害者就職面接会を開催をしまして、町内企業１社が参加をしております。今年度におきましても、昨年と同様、10月に開催する予定でございます。当町といたしましては、町内企業が障害者雇用における支援を適切に受けられるよう、今後とも秩父公共職業安定所との連携を強化し周知してまいります。

次に、（３）、高次脳機能障害の支援についてお答えをいたします。高次脳機能障害は、事故や病気による脳損傷によって生じる記憶や注意、社会的行動などが障害を抱え、見た目には分かりにくく、他者とのコミュニケーションが苦手、こだわりといった特性があり、周囲の理解が不十分なことにより日常生活で困ることが多いという課題があります。高次脳機能障害支援法は、これまで見えない障害として医療や福祉の制度のはざまに置かれがちであった当事者への支援を国の責務として包括的、継続的に拡充していくために令和８年４月１日に施行され、都道府県における支援センターの設置や医療、福祉、就労機関などの関係機関による連携体制の構築が国の責務として明記されるとともに、地方公共団体の責務のほか、事業主や国民の努力についても明記されました。従来からも高次脳機能障害への支援は都道府県が実施主体となり専門性の高い相談支援事業として実施されておりましたが、地域により支援にばらつきがあり、医療、福祉、就業支援の連携が十分でないケースがありました。今回の施行により都道府県単位での支援が明確化され、地域全体で支える体制が進められることになりました。長瀞町では、今年度、令和９年度から11年度を計画期間とする障害者関連計画の策定をしますので、具体的にはこれから検討することになり

ますが、高次脳機能障害の支援について盛り込んでいく予定でおります。高次脳機能障害は、交通事故や脳血管疾患などにより誰にでも起こり得る障害です。地域住民一人一人が障害を正しく理解し、温かく見守る地域社会の土壌をつくることが共生社会の実現に向けて不可欠でございます。町では、広報紙、ホームページなどを活用しながらこの障害への認知度向上に取り組み、地域住民の認識を高めるとともに、相談窓口の周知、福祉サービスについて周知を図ってまいります。

次に、（４）についてお答えをいたします。高次脳機能障害に限らず、事情により家庭内で問題を抱えたまま行政に相談できない方がいることは町としても想定しています。こうした方を把握するためには、医療機関との連携や介護福祉事業所、近隣住民からの情報提供など、地域ネットワークの活用や民生児童委員による訪問や行政サービス利用の際の各課における関わりなどを通じて把握に努めております。また、日頃から相談しやすい環境づくりも必要と考えておりますので、相談内容の秘密を厳守することを周知し、安心して相談できる機会を提供するとともに、相談窓口の周知や電話による相談対応など、柔軟に対応してまいります。なお、相談を受けていない方への支援につきましては、まず状況を把握することが必要となりますので、各関係機関との連携や地域の方からの情報収集に努め、相談支援事業所をはじめとする関係機関との連携により、それぞれの状況に応じた支援をしてまいります。

最後に、（５）についてお答えを申し上げます。高次脳機能障害者支援法第10条第２項には、都道府県や政令指定都市は高次脳機能障害者に対する支援の状況及び支援に関して講じた施策の実施の状況を適切な様式により毎年度５月末までに公表するよう努めることとし、公表した場合は国に報告することとなりますが、地方公共団体も同様に、講じた施策の実施の状況を適切な方法により随時公表するよう努め、公表した場合は県へ報告することとされました。秩父地域１市４町では、障害者への支援を連携して取り組んでおり、高次脳機能障害者も含め様々な障害者への支援をきめ細やかに対応しておりますが、高次脳機能障害者に特化して取り組んでいるということではないため、公表する予定は現在のところございません。今後、高次脳機能障害者の支援について公表するかどうかは、秩父地域における取組の中で検討してまいります。なお、計画に定める事項については計画策定年度に評価を行っており、施策内容について現状と課題をまとめ、次期計画の策定に活用をしてまいります。また、サービス量の見込みに対する実績など、障害者関連計画の中に盛り込む形で公表しております。高次脳機能障害者支援法の施行に限らず、障害者が地域の中で自分らしく暮らし続けられるよう、障害者サービスや地域資源を有効的に活用し、自立支援に向けた取組ができるよう、行政と関係機関で連携を取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君）　５番、村田徹也君。

○５番（村田徹也君）　今回この質問をするに当たって、私も分からないところがたくさんありました。自分なりに調べたりしたわけなのですけれども、当町では障害者雇用率が先ほど3.21％とかいうお話だったですね。これ本年４月から３％に引き上げられたというふうなことなのですが、多分この割合については法定の従業員数等を計算して出したものだから間違いないと思うのですが、最低がこれだということなので、それ以上でも大丈夫だというふうなことで、ぜひ今後も町としては障害者雇用、地方自治体として企業に率先して採用をできる限りしていっていただきたいと思います。

それから、障害者職業センターについては、多分これ県の施設というか、ではないのかなと思っているのですが、秩父地域にはないですよね。そのことについてちょっとお伺いしたいと思います。

それから、国のほうで、地方自治体では障害者活躍推進計画を作成し、職員に周知させるための措置を

講じなければならないとされているわけなのですけれども、本町では障害者活躍推進計画というのは作成されて職員に周知を図っているのかどうかについてお伺いします。

あと、町内企業への指導というところで、ハローワークと連携してやっていると思うのですが、今年度からやっぱりこれも最低人数が35人に引き下げられたのですよね。40人が37.5人になって35人になったのですが、その35人を労働者数が、就業者数が超える企業数というのは、把握していれば何社あるか教えていただきたい。

それから、障がい者計画、障がい者福祉計画、障がい児福祉計画等の改定が来年度からだと思うのですが、これに高次脳機能障害者について、現在５行触れているのですよね。５行触れているのですが、その対応策とかについては書かれていない。ほとんどこういう症状であるとかいう説明に終わっているので、もう少しこういうことを支援していくとかそういうのを入れていただければと思いますが、その予定があるかと。なお、その基本計画をつくるに当たってアンケート調査を実施していますが、当町では障害者または障害者を持つ家族のアンケートなのです。そうなると、現在、国で言っているというのですか、ノーマライゼーション、共生社会の確立ということについて、障害を持たない人へのアンケート、これも実施する必要があるのではないのかと思います。障害がある人だけのアンケートだけではやっぱりノーマライゼーションというのは進まないので、ぜひそういうものを取り入れてアンケートのほうも実施していただけるのかどうか。

あと、私もたまげたのですが、国のほうの資料でいきますと、これは厚生労働省のデータなのですが、高齢者の12.9％、443万人が認知症であると。それから、軽度の認知症障害者は15.5％。足すと28.4％。高齢者の28.4％が軽度と普通の認知症患者になると。これで長瀞町を計算してみると、2,623人の人口でいくと、28.4％を掛けると745人ということになるのです。だから、700人を超える高齢者が認知症または軽度の認知症患者であるというふうなことなのですが、こんな実態を把握している数があるのかどうかという点についてお伺いします。細かい点になって申し訳ないのですけれどもね。

それから、高次脳機能障害者、町で把握している人数について、今現在ではこのくらいだよというふうなことで分かっていれば。特に福祉行政報告書、市町村における相談支援の高次脳機能障害者相談人数というのが平成20年から多分当町もやっています。令和５年までの資料があるのですけれども、平成20年はどこの市町村もなかったのです。私４つの町しか持っていないのですが。横瀬町で相談者数が合計で19人、皆野町が17人、長瀞町が５人、東秩父が４人。こういう数を見てみると、横瀬町、それから皆野町と比較して高次脳機能障害者の相談というのが少ない。ですから、その相談窓口の拡充とか相談窓口の整備ということが必要なのではないかなと。特に当町役場でやっていただきたいのは、認知症なんかもそうなのですが、相談したときに１階の課の近くだと、対面でやりますと声が聞こえてしまったりとか見えたりするというふうなことがありますので、これも多分課で考えてはいただいていると思うのですけれども。よく選挙のときの投票所がありますよね。あの辺の空いているところでもあれば、特別にそれ相談できる場所というふうなことで設定で使わせていただければ、あまり人目を気にしないで相談ができるのではないかと。ぜひそういう相談室の設置をやっていけないかどうかというふうなことについてお伺いします。

それから、児玉郡市では自立支援協議会というのがありまして、ここに私資料を持っているのですが、福祉のパンフレットというのか、作って配っているのです。福祉マップというのを配っています。こんなふうな福祉マップというのがあれば、どこでどんなことをやっているのだとか非常に分かりやすいので、当町で、すぐとは言いませんけれども、予算もかかりますので、そういう福祉マップというのを製作して

配布とか、町民みんなが共有できるようなものが配布できないかというふうなことについてお伺いします。

それから、４月15日に国から高次脳機能障害者支援法第10条第２項に基づく政策及びその実施状況の公表というふうなこと、これ努力義務として通知があったと思います。これ何らかの形で実施する意向があるかどうか。これは努力義務ですから、長瀞町でそういうつもりがあるかどうか。これ教育委員会にちょっと関わってくるのですけれども、高次脳機能障害者には子供も多いと。いや、子供は少ないのですよ。少ないのだけれども、子供にもそういう病気がいるというふうなことで、多分、私もあまり知らなかったのですが、教職員の方も判定しにくい、そういう子供が在学しているのではないのかというふうなことで、教職員に対しての周知と研修会というのがぜひ必要なのではないかなと。ここに私持っているのですが、子供の高次脳機能障害者チェックリストというのがありまして、これ教育委員会でも持っているかな、これあればちょっとチェックしていけば、ああ、これは違う病気ですよとかチェックができると。こんなふうなものも整備していただいて、それを判定に活用することが、しないと分かりませんからね。ぜひそんなことをできないか。

大変数が多かったのですが、多分担当課に移るのかなと思いますが、再質問でお願いします。

○議長（関口雅敬君）　総務課長。

○総務課長（染野和明君）　私のほうからは、村田議員の再質問の当町の障害者雇用に関する部分についてお答えさせていただきます。

まず１点目ですが、法定雇用率以上の雇用を率先して取り組んだほうがいいのではないかというご質問だったかと思いますが、ご指摘のとおり、地方自治体としまして率先して障害者雇用を努めていくことは非常に重要なことだと考えております。一方で、当町につきましては、障害者雇用については現在のところ会計年度任用職員で任用させていただいておりまして、年度ごとの業務の必要性、予算、職務内容、本人の適性、勤務実績などを踏まえ、公募を基本として公正な手続の上に採用をしているところでございます。また、常勤職員での採用ということになりますと、またその採用後の配置ですとか本人の適性なども考慮しなければいけないところもあってなかなか常勤での採用が結びついていないところですけれども、今後も公共団体としまして適切に障害者雇用については努めてまいりたいと考えております。

また、あと障害者雇用活躍推進計画につきましては、計画が義務づけられました令和２年度から長瀞町のほうも策定しておりまして、職員全員が見られるグループウェアのほうに掲示しておりまして、町のホームページのほうにも掲載してございます。第１次計画は令和２年度から令和６年度までで、第２次計画は令和７年度から令和11年度までとなっておりますので、昨年度、第２次計画を策定させていただきました。計画の中では、先ほど申し上げました法定雇用率を引き続き達成できるよう雇用の維持を努めていくという目標を立てて計画を策定させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君）　福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君）　村田議員のご質問にお答えいたします。

一番最初にありました障害者職業センターの件なのですけれども、こちら管轄、うちの課ということではないのですけれども、これは国が設置しています独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構埼玉支部というところで運営している事業でございまして、さいたま市のほうにございます。ここと連携している機関としまして、こちらは厚労省の埼玉労働局と、あと県のほうが委託をしている機関なのですけれども、障害者就業・生活支援センターというものが秩父に、清心会のほうで受けておりますキャップという

ところがございますので、そこが職業センターと連携をしながら障害者の雇用の支援をしているという状況がございます。

それから次に、今年度、計画の改定を検討しまして、９年度から11年度の計画を策定するわけなのですけれども、高次脳機能障害についてもう少し入れてほしいということだったのですが、今年度の４月から法が施行されたということで、そういった部分も含めていきたいという考えはございます。

それから、アンケート調査についてなのですけれども、今は障害者の家族と本人になるのですけれども、こちら生活のしづらさの調査をするということでやっておりますので、やっぱり健常者というよりも障害者ご本人とご本人に近い方に聞くという形で実施してきております。今年度ももう調査も終わっておりまして、まとめに入っておりますので、そこはご理解いただければと思います。

それから、認知症の高齢者の数ということなのですが、一般的に出されている資料になるのですけれども、村田議員おっしゃるとおり有病率が示されておりまして、それでいきますと長瀞町では認知症が323人、軽度認知障害が407人ですか、そのくらいいるということになるのですけれども、実際はどのくらいいるかというのはちょっと分かりません。ただ、介護認定を受けている方につきましては医師の診断をいただいておりまして、その中でもある程度認知機能の自立度が低い人というのですか、そういう方を抽出しますと、認定者が今500人ぐらいいるのですけれども、その約半分ぐらいが認知症があるということで診断をされております。認知機能が落ちているということで診断を受けております。

それから、高次脳機能障害者が何人いるかということなのですが、精神保健福祉手帳を取っている方の中で器質性精神障害に該当する方が高次脳機能障害を持っている方ということになるのですけれども、長瀞町の場合は２人いるということになっております。

それから、窓口で相談受けたときにカウンターでの対面だと声が漏れ聞こえてしまうということでお話がありましたが、現状でもそういったちょっと複雑な相談とかの場合には別室にご案内して相談をしております。こども家庭センターの部屋なんかも今年度は設置されましたので、そこを借りたりするような形も取っております。人目を気にしないでいろんな相談ができるような環境にはなっております。

それから、児玉郡市の自立支援協議会で福祉関係の冊子を作っているということなのですけれども、長瀞町でもそういった長瀞町の福祉ガイドということで作っておりまして、障害者手帳を受けた方にはそのときにそのガイドのほうを配布しております。また、ホームページのほうも載せております。それから、埼玉県でも埼玉県の福祉ガイドというものを作成しておりまして、そちらにも一般的なサービスについても掲載されておりますので、そういったところをご案内しております。

最後に、高次脳機能障害の取組について公表するのかというところなのですけれども、この高次脳機能障害に特化して何か取組をするのではなくて、いろんな障害があるうちの一つとして、その方に合った支援ですとかサービスをどうしたらいいかということで行政のほうでも関わっておりますので、今のところは公表する予定はございません。

以上です。

○議長（関口雅敬君）　教育長。

○教育長（井深道子君）　村田議員の再質問にお答えいたします。

後天的な脳損傷を原因とする高次脳機能障害は見えにくい障害とも捉えられ、現状では学校において十分認識されているとは言えない状況と捉えております。長瀞町教育委員会では、周知につきましては、国や県からの通知につきましては学校へ必ず周知を行っております。高次脳機能障害につきましても、セミ

ナーの開催等を含めまして通知をさせていただいております。また、埼玉県では、高次脳機能障害を正しく理解するために「高次脳機能障害の理解と支援のために」という冊子が出されておりまして、ご理解いただいている先生方もいらっしゃるのではないかと思います。長瀞町では、この夏休みに長瀞町の全教職員を対象とした研修会で、特別支援教育について、義務教育指導課、特別支援教育専門員の先生をお招きして半日研修を実施する予定となっております。高次脳機能障害につきましても触れさせていただく予定でございますので、今後、先生方には全員周知できると考えております。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君）　５番、村田徹也君。

○５番（村田徹也君）　それでは、あまり時間がないのではないのかなと思いますが、質問だけになってしまうかどうか分からないのですけれども、今の答弁の中で２点だけ。

１点については、やはりアンケートは、この計画に間に合わなくてもいいから、やっぱりノーマライゼーションという考えの下に共生社会をつくっていくというふうなことで、ぜひ健常者へのアンケートもそのうち実施していただきたいと思います。

あと、これ質問になるかどうか分からないのです。私もたまげたのですが、要するに障害者というふうなことで考えますと、日本中で身体障害者が423万人、知的障害者が126万人、精神障害者が603万人、約1,152万人が要するに障害を持っている方々と。要するに全人口の9.3％。長瀞町を調べてみましたら、長瀞町は、ちょっと比率が違うのですが、６％程度になっています。ということは、やはり10人に１人ぐらいが何らかの、障害者手帳を持っているとか、そういうふうな形で障害が現れているということを我々が意識して生活しなければ。非常に難しいことなのですが、これは町長にぜひ考えていただきたいことなのですけれども、バリアフリーということで、心のバリアフリーというのはもう今あまり、ほとんど障害のある方を白い目で見たりということはなくなってきたと思いますが、やっぱりこういう田舎に来ると要するに、例えば建物であるとか歩道であるとか、バリアフリー化というのは非常に難しいと思うのです。ですから、そこのところを考慮に入れていろいろなことの整備とかいうのをぜひ進めていただきたいと。そうでなければやはりバリアフリー化というのは広がっていかないのではないのかなと。そんなことで、ぜひ１点だけ。そういう障害者スポーツ大会なんかありますが、もう少しそういうふうなのを、体験をしたりとか学校でやったりしているでしょうけれども、全町民がといいますか、そういうのに気楽に参加して、あっ、なるほどなというふうなスポーツとか、そういう体験をできるような機会を設けていただきたいと。そのことについてもし答えられればお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（関口雅敬君）　答弁はあるのかな。時間が来ていますので、もし答弁……どこもない。町長ある。短く、では。時間が来ていますので。

町長。

○町長（鈴木日出男君）　バリアフリー化については本当に重要なことでございます。まだまだこれからやらなければならない部分もあります。また、新しくやる部分もありますので、それについては本当に進めていきたいと思っております。

あと、障害者スポーツについても、障害者スポーツいろいろ今種目があります。できれば健常者の子供たちにも、その障害者の方々が行うスポーツというのも体験をぜひやっていただきたいという部分をぜひ進めたいと思っております。

以上です。

○議長（関口雅敬君）　次に、村田武彦君の質問を許します。

２番、村田武彦君。

○２番（村田武彦君）　それでは、町営駐車場の整備についてお伺いします。

町営駐車場は、令和５年から整備計画が進められ、現在までに農業ハウス解体や整地、測量設計業務等で1,000万円を超える予算が支出されております。繁忙期の長瀞駅周辺の安全確保等の観点からの駐車場の整備の必要性については私も十分理解しております。また、本年５月の連休中、長瀞駅踏切周辺は大変混雑しておりました。しかし、少し離れた県立自然の博物館周辺の駐車場は余裕があり、宝登山ロープウェイ駐車場も空きスペースがたくさんあったと記憶しております。観光バスは年々減少しており、駐車場が恒常的に不足している状態とは言い難く、今年度、第１期整備工事費として5,000万円を支出するのは費用対効果を踏まえ慎重な判断が必要ではないかと思われるので、次の点について伺います。

（１）、長瀞駅周辺の駐車場以外の既存駐車場の活用や誘導策など、より低コストで対応可能な手段を十分に検討した上での計画なのか。

（２）、駐車場の不足状況について実態調査を行っているのか。

以上について質問いたします。よろしくお願いします。

○議長（関口雅敬君）　建設課長。

○建設課長（常木真人君）　それでは、村田議員の町営駐車場の整備についてのご質問にお答えいたします。

１つ目のご質問の、長瀞駅周辺の駐車場以外の既存駐車場の活用や誘導策など、より低コストで対応可能な手段を十分に検討した上での計画なのかについてお答えいたします。長瀞駅南側の踏切は、多くの観光客が通行する一方、大型観光バスや車両の通行もあり大変混雑している状況が続いており、以前から踏切の拡幅が大きな課題とされてきました。町としても、これまで何度も秩父鉄道と相談してきているところでございますが、費用面、工事の工法など様々な課題があるため、踏切の拡幅や周辺道路の改良事業の着手には至っておりません。そのため、ほかの方法を検討したところ、踏切周辺の混雑は観光バスなどの大型車両の擦れ違いや駐車場の不足が原因の一つと考えられ、車両の動線を変えることが踏切周辺の混雑緩和につながるとの結論に至り、町営駐車場の整備を進めているところでございます。また、先ほど近藤議員の質問にもお答えしましたが、町道幹線２号線について、車両と歩行者を明確に分けることにより安全が確保できると考え、歩行者は幹線２号線の歩道を利用し、踏切内も上長瀞側を通行するように誘導するため、今年度、外側線等の設置をする予定でございます。こういった取組も併せて行います。

次に、２つ目のご質問の、駐車場の不足状況について実態調査を行っているのかについてお答えいたします。業者委託などの詳細な調査は行っておりませんが、今までも多くの観光客にお越しいただいておりましたが、近年さらに多くの観光客に長瀞町にお越しいただいており、繁忙期以外でも観光客で大変にぎわっております。繁忙期には駐車場が満車になっている状態や駐車場周辺で渋滞が発生していることも見受けられます。５月の連休中の状況を秩父鉄道に確認したところ、具体的な利用実績については開示できないが、駐車場の利用状況は天候や曜日、時間帯により大きく異なるため、一概に空きスペースがたくさんあったとは言えないとのことでした。ただ、ゴールデンウイーク中の土日、祝日に関してはロープウェ

イは大変な混雑状況でしたので、駐車場の利用者も相当数あったとのことであります。このような状態でありますので、長瀞駅付近の踏切の対策と長瀞駅前の渋滞緩和対策のためにご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君）　２番、村田武彦君。

○２番（村田武彦君）　確かに客層は高齢者から若者を中心に大きく変化しております。また、繁忙期にはバスや乗用車の駐車場が不足することもありますが、それは先ほど言いましたように時間帯にもよりますが、一時的なものが結構多いのではないかと思います。一日中不足しているような状態ではないと思います。そういったもう少し現状認識をしっかりした上で、駐車場の整備についてはご検討いただきたいと考えております。前町長時代に計画した既定路線を推進するのではなく、町は時代の変化や現状に合わせた施設整備を進めていくべきだと思います。町内の町道が傷んだ舗装を何十年も修繕していない箇所が至るところに見受けられ、穴だらけの町道もあります。また、岩田の上割地区では、世帯数が多いにもかかわらず既存道路が狭く、待避所もないため車も交換できず、日常生活に支障を来していると聞いております。このような町の状態を手つけずに、新規駐車場ありきで整備することに多額の予算をかけることに住民の理解は得られないのではないでしょうか。そのため、次の点について再質問いたします。

①、今期、第１期工事として5,000万円の予算を計上しておりますが、この工事は第２期工事も行う予定があるのですか。そうなると、総額でどのくらいの整備費の予算を考えているのですか。

②、長瀞駅前の秩父観光バスの駐車場にあったバスは、４月20日以降全て行田営業所のほうに移動したと伺っております。今長瀞営業所にある町のスクールバスだけで、その他のスペースは東駐車場として使っているようです。町はこの現状を把握していますか。

その２点についてご質問します。

○議長（関口雅敬君）　建設課長。

○建設課長（常木真人君）　それでは、村田議員の再質問にお答えいたします。

予算については、３月議会でも説明しておりますが、第１期工事として5,000万円計上させていただいており、令和９年度の第２期工事を予定していまして、今のところの予定だと4,500万円。合わせて9,500万円の予定でいます。現在、今のところですね。

続いて、秩父鉄道の観光バスの件についてですが、そちらについては、まだ秩父鉄道観光バス株式会社の長瀞自動車営業所についての、同社からのそういった撤退とかそういう形の公式発表が確認できておりませんので、今後の意向も分かりませんので、この件については答弁いたしかねますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君）　２番、村田武彦君。

○２番（村田武彦君）　先ほど言いましたように、お聞きした点で、今既にバスがないことというのは町でその辺は認識しているのですか。確認していますか。

○議長（関口雅敬君）　建設課長。

○建設課長（常木真人君）　それでは、村田議員の再々質問にお答えいたします。

正式なことはまだ町としては認識していない、民間企業のこと……すみません。町として、建設課のほうとしては認識しておりません。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君）　２番、村田武彦君。

○２番（村田武彦君）　では、１つ目の質問についてはそれで終わりまして、次の２番目の質問のほうに移りたいと思います。

長瀞地区公園の有効活用についてです。長瀞地区公園は、決算書等の資料から用地の取得や整備費に要した費用として、平成27年度から多額の予算が支出されて整備が行われました。公園は、日頃から町内住民に限らず多くの方が利用しているようですが、平日の利用者は多くないように感じております。また、公園利用者への注意を促す看板が設置されていますが、強制力がなく、週末や繁忙期には近隣商店の利用者や登山客の無料駐車場として長時間使用されており、住民の憩いの場として住民の方々が気軽に利用することができないように感じるので、次の点について伺います。

１、町は駐車場の利用実態について把握しているのか。

次に、公園の利用者以外の駐車場について防止策を検討する考えはあるのか。

３、長瀞地区公園の年間維持管理費用と管理の内容についてお伺いします。

○議長（関口雅敬君）　建設課長。

○建設課長（常木真人君）　それでは、村田議員の長瀞地区公園の有効活用についてのご質問にお答えいたします。

１つ目のご質問の、町は駐車場の利用実態について把握しているのかについてお答えいたします。日頃から職員が巡回を行っており、把握しております。休日や観光の繁忙期には、駐車場が満車に近い状態となっていることも見受けられます。

次に、２つ目のご質問の、公園の利用者以外の駐車について防止策を検討する考えはあるのかについてお答えいたします。現在は、公園入り口等に「公園利用者以外の駐車はご遠慮ください」と書いた看板等を設置して注意喚起しております。開園前に町民等に限った利用についても検討をいたしましたが、町民のための公園及び災害時の一時避難所となるための公園であるため、現在の運用となっております。利用を限定するためには、例えば機械を導入するまたは駐車許可証を発行し利用者の確認を行う人員の配置などが考えられますが、機械の導入費用や利用者の登録手続、許可証の発行、管理、確認業務に要する人件費など、相当のコストが発生します。登録手続等が発生しますと、里帰りなどで一時使用する方、町民以外の方の利用でも手続が必要となり、手続をしなくてはならないなら利用しないなどとなり利用者が減ってしまうことが懸念されます。これらの点を踏まえて検討した結果、現状の看板の設置等での対策となっております。

次に、３つ目のご質問の、長瀞地区公園の年間維持管理費用と管理の内容についてにお答えいたします。令和６年度決算において、光熱水費が約12万円、遊具の保守点検が11万円、その他消耗品等、除草作業等委託料がかかっております。ただし、消耗品費と除草作業等委託料については４つの公園を合わせた形で、消耗品は約27万円、委託料は年間120万円となっており、長瀞地区公園単独での費用を算出することは難しい状態であります。また、職員による除草作業なども行っております。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君）　２番、村田武彦君。

○２番（村田武彦君）　それでは、再質問させていただきます。

下記の点について質問いたします。長瀞地区公園の土地の購入費、土地整備費、遊具等設置工事費で、

いろんな目的がある公園だとは思いますが、約１億8,600万円支出しています。私も孫を連れて公園によく遊びに行きますが、利用者数は１日数十人に満たないのではないかと考えております。費用対効果からすれば、全くその辺が考慮されていないのではないかと考えます。ほぼ整備が済んでいるとするならば、少しでも利用者数を増やす方策を建設課だけでなく庁内の関係各課で協力して考えていただきたいと思います。

それで、第２として、長瀞地区公園入り口は「公園利用者以外の駐車場利用はご遠慮ください」という確かに看板がございますが、残念ながら観光客の方々は、この表示に素直に従ってくれる人は少ないと思います。もっと強い表示にしなければ抑止効果は極めて限定的だと思います。以前、駐車場の脇を通ったときに、観光客の方が「この駐車場は無料で車が止められるから、いつもここを利用している」と言っていました。「この場所は、近くの店を利用するのに大変便利だから」と。話の様子から、この観光客は常習的にこの公園駐車場を利用しているようでした。このような状況を改善する方法を早急に検討していただきたいと思います。決して多額の予算をかけて整備しなくても、看板をもう少し抑止力のあるような表示にするとか、それだけでも結構違うと思います。自動ゲートをつくって何かしらするということになると費用とか、それは逆にまた費用対効果も出てくると思いますが、その点について何らかの方法を考えていただきたいと思いますが、それについてお答えください。

○議長（関口雅敬君）　建設課長。

○建設課長（常木真人君）　それでは、村田議員の再質問にお答えいたします。

多額の費用をかけて整備したにもかかわらず公園利用者が少ないということなのですが、町のほうでは遊具の増設を今現在行っております。令和６年度には、補助金を活用してブランコを設置しております。今年度も１つ遊具を増やす予定でおります。費用対効果についてはなかなか、地区公園という性質上難しいのですけれども、子育ての、子供さんたちが利用することなどでも効果ではないかと思っております。

あと、関係課で考えてもらいたいということなのですけれども、関係課ということではないのですが、観光協会や商工会への貸出しなどは行って、主催イベントの協力などはしていますので、そういったものの活用かと思っております。

あと、看板についてもう少し強制力のあるものができないかということなのですけれども、なかなかそこはまたほかの公園、自治体の例なども見させていただいて検討できればと思います。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君）　２番、村田武彦君。

○２番（村田武彦君）　それでは、質問というより意見として聞いてほしいのですが、観光協会ですとか商工会、貸し出すこともあるでしょうけれども、もっといろんなイベントで活用することもぜひとも考えていただいて、少しでも有効利用を図っていただきたいと思います。

以上で質問終わります。

○議長（関口雅敬君）　次に、新井利朗君の質問を許します。

９番、新井利朗君。

○９番（新井利朗君）　質問いたします。

最初に、長瀞町立小中一貫校建設工事設計等業務委託について町長にお伺いします。町は、長瀞町小中一貫教育基本構想・基本計画を策定し、計画に基づき小中一貫教育を進めるために、長瀞町立小中一貫校建設工事設計等業務について公募型プロポーザルを実施しましたが、選択した理由について伺います。

また、校舎の建設と小中一貫教育を進めるに当たり、次の点について伺います。

（１）、公募型プロポーザルの長所及び短所と採用した理由について。また、応募が何社あったか。

（２）、学校には教室以外の設備も必要だが、遊具の設置や体育館等の運動スペースの広さはどのように考えているのか。体育館や校舎を避難所や多目的に利用できる施設にしたり、子供たちの意見も取り入れる考えはないのか。

（３）、校舎建設に要する費用はおおむね60億円と試算しているようだが、どのような財源を考えているのか。校舎及び体育館を避難所に活用する場合や、多目的に利用するのであれば有利な起債や補助金もあると考えるが、利用する考えについて伺います。

○議長（関口雅敬君）　町長。

○町長（鈴木日出男君）　新井議員のご質問にお答えをいたします。

まず、公募型プロポーザルの長所及び短所と採用した理由についてでございますが、公募型プロポーザルとは、公共事業の委託先を選ぶ際に、価格だけでなく委託先業者の専門性、技術力、提案の内容などを総合的に評価して、最も優れた業者を選定する方式でございます。長所といたしましては、事業者からの提案を生かすことができる、価格競争ではないため質の高い成果物を確保できる、契約後に事業者と調整しながら計画を練り上げることが可能であることなどが挙げられます。一方で、デメリットとしまして、発注者側の負担が大きい、入札と比較すると契約額が高くなる傾向がある、などが挙げられます。今回の事業者の選定方法として、公募型プロポーザル方式を選択いたしました。これは、学校は子供たちの成長の場であり、学校の魅力向上や教育環境の充実に配慮した施設が求められることや、長期的な修繕計画や持続可能な校舎運用を設計段階から考慮する必要があること等に加え、国においても学校施設のような技術的、社会的意義の高い公共建築についてはプロポーザル方式を推奨していること、学校施設の設計はプロポーザル方式の選択が主流となっていること等によるものです。なお、今回の公募型プロポーザルへの参加者数につきましては、優先交渉権が決定した際に併せて公表させていただく予定となっておりますので、現段階では公表を差し控えさせていただきます。

次に、学校には教室以外の設備も必要だが、遊具の設置や体育館等の運動スペースの広さはどのように考えているのか、体育館や校舎を避難所や多目的に利用できる施設にしたり、子供たちの意見も取り入れる考えはあるのかについてでございますが、遊具の設置や体育館等に避難所としての機能を持たせることは必要であると考えております。委託先業者と契約を締結した後、教育委員会や学校、町の関係課、国や県の関係機関と調整するとともに、必要に応じて子供たちの意見も聞き、十分な施設、設備を設計してまいりたいと考えております。

次に、校舎建設に要する費用はどのような財源を考えているのか、校舎及び体育館を避難所に活用する場合や、多目的に利用するのであれば有効な起債や補助金もあると考えるが利用する考えはあるのかですが、財源につきましては補助金や地方債を活用した財政運営を進めてまいります。具体的には、午前中の関口議員の答弁と重複しますが、国、県補助金につきましては公立学校施設整備費負担金を、地方債につきましては対象事業や償還期限等を踏まえまして、現状では過疎対策事業債、学校教育施設等整備事業債及び公共施設等適正管理推進事業債の活用を念頭に置いております。今後、設計を行っていく中で、校舎

や体育館を避難所や多目的に活用することになりましたら、より有利な起債や補助金などが活用できる制度は活用し、町の財政負担が最小限になるよう十分に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（関口雅敬君）　９番、新井利朗君。

○９番（新井利朗君）　せんだって５月の19日に長瀞岩畳のリフレッシュ大作戦の後、午後から小中一貫校建設工事設計等業務委託の進捗状況等ということで説明がありました。いろいろと資料も持ってきていただいたのですけれども、その中で受託業者選定スケジュールという表もありました。その中で、４月の13日に公募型プロポーザル実施要領を公表、４月の22日、質問受付締切り、５月１日、質問に対する回答期限、５月18日参加申込書・企画提案書等提出期限、これ５月18日が提出期限、５月28日、一次審査・書類審査結果通知、６月４日、二次審査プレゼンテーション、６月11日、二次審査プレゼンテーション・審査結果通知ということで、６月中旬、契約締結というふうなスケジュールが組まれております。ですから、今日は６月11日でありまして、二次審査が終わりまして、その結果をその応募した業者に通知されているのではないかと思うのですけれども、ですから何社あったかということであったり、またその通知した内容についても回答してもらえると思うのです。そういうことも踏まえて私は質問しているのですけれども、その辺のことにつきましては町長だけでなくて現場のほうの次長のほうが回答していただけるのかとも思うのですけれども、町長は町長でまた後で質問しますけれども、一応次長からもう少し補足した説明をお受けしたいのですが。

それで、もう１回やってしまったから再質問できないよなんて言われても困るので、ついでに言っておきます。この５社といいますか、数社あったかと思うのですけれども、その中に、今は木造建築というのも結構はやっている。秩父の材木なんかも結構活用される段階にもなってきていることでありますので、木造提案等もあったのかどうか。

また、これからさらに基本設計に入っていく段階になっていくとまた違ってくるかと思うのです。これは、今の段階では、今年の令和８年度は用地測量、地質調査、基本設計というふうな形で、令和９年度が実施設計というのですか、そういうふうな話に聞いております。ですから、基本設計するについてもやっぱりいろんなプロポーザルで提案ももらって、その特徴というか、それぞれの企業からの提案に特徴があったかと思うので、それを聞かせていただきたいと思います。

それから、やっぱり今いろんな時期で、先ほど７番議員は今いろいろと、資材の高騰というふうなことで、少し考えてはどうかという内容の質問なり発言だったかと思うのですけれども、実際のところ今いろいろと迎えておる資材不足であったり何かするところにつきましては、イランとアメリカとの戦争といいますか、そういうふうなことがありますけれども、２年後ないし２年半後にはもう多分アメリカの大統領も替わっているかと思うのです。その段階でだんだんと解消もされてきたりするかと思いますので、結局今の長瀞の段階というのは、この２年間で基本設計をしたり、また詳細設計をしたりするについては大変いい時期かなと思います。あまり資材を使う状態ではありませんので。そういうふうなことからも含めて今からしっかりと検討したり何かしておくことも必要であるし、基本設計ができているといろいろと補助金の申請であるとか何かについても活用できると。補助金を申請するためには基本設計、また見積り等いろいろと必要かと思うのです。そういうふうなことで、必要なものを今始めてもらったかと思いますので、その辺のことも聞きたいと思います。

それから、最近広報を見ますと企業版ふるさと納税の企業と金額があったりなかったりしていますけれ

ども、載っています。その中に、ふるさと納税で、「長瀞で出会い、長瀞で育てる」という下、若年者への支援事業というふうなところにもところどころに金額をいただいています。そのほか、ほかの観光事業であるとか全般的に使ってもいいような寄附のようですけれども、この若年者への支援事業というふうな形で特に限定された寄附につきましては、その全額では無理としても、半額でも校舎建設や何かの費用の一部に充てていくというような積立てをしていくというようなことも必要ではないかと思うのです。あとは、３番目の費用の面になりますけれども、長瀞の中学校を卒業した生徒数にしましてもたしか最近では１万人を超えてきたかなと、卒業者が、いうふうに思っているのですけれども、その方々にも一応長瀞はこんな状況であるとかいうようなことで、またそれと同時にこのような形の校舎を造って、皆さんの育った、住まわれたところをこういうふうにしていきたいというふうな形の呼びかけをしてみるとかいうふうなことも大事なこと、そして寄附を呼びかける。今、最近いろいろとクラウドファンディングというのもあります。そういうふうなことも含めて検討するということはあるかなと思います。いろんなことで費用の捻出についてはかかると思うし、先ほども言いましたけれども、令和８年度、９年度で検討しておくということは結局10年度以降の３年間、４年間ぐらいでちょうどアメリカの大統領も替わったりして、いろんな面で資材や何かについても結構落ち着いてくるし、また変わってくるだろうと思うので、そういうようなことも含めてやっていけたらと思うのです。プロポーザル、とにかく決まった段階で今日通知していると思うので、その辺のことも含めてお答えいただきたいと思います。

○議長（関口雅敬君）　新井君に申し上げます。

質問は簡潔にお願いいたします。

答弁は、では教育次長。

○教育次長（熊谷昌史君）　それでは、新井議員の再質問にお答えをしたいと思います。

先日の全員協議会のほうの説明でお配りしたスケジュールに続きまして、今日は審査結果通知を発送しているのではないかというお話だったのですけれども、実はまだ発送しておりませんので、先ほどの町長の答弁もございましたとおり、ちょっと詳細の公表については差し控えをさせていただければというふうに思っております。

そんな中、木造を使った校舎についても提案があったのではないかというようなお話、具体的にどうこうというのはちょっと、詳細については大変申し訳ありませんが、差し控えさせていただきますが、おっしゃっていただいたとおり木造のご提案というものもございましたので、そういったもの、いろいろございまして、内装に使うとか一部外装に使うとかという提案もございましたので、そういったところを見させていただきながら、この後設計には入っていきたいというふうに思います。

あと、財源について、企業版ふるさと納税ですとか、中学校の卒業生に呼びかけたらいいのではないかというようなご提案をいただいております。そういったご提案をちょっとまたこの後十分検討させていただいて、財源の確保というのは非常に大事なものであって、活用できる財源、活用してまいるということで町長のほうからも先ほど答弁がございましたとおりでございますので、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君）　９番、新井利朗君。

○９番（新井利朗君）　発送はしていないけれども、もう発送する段階ですよね。今日６月11日ですから。ですから、その５社に対してその内容、結果をやるし、もうじき今度６月下旬中にやるという、契約締結

に来てくださいという案内も出ると思うのです。その発表はいつなのですか、実際。実際に入札のところにもまだ出ていないのですけれども。このプロポーザルで５社が持ってきたものについては金額も入っているわけでしょう。ですから、そういうことも含めて入札結果というものもじきに発表になると思うのです。それは結局まだ今日は発表できないのですか。11日、もう送達する段階であっても。まだ決裁が下りていない。そういうことだけか。そういうふうなところで、ちょっと前へ進まないのも残念ですけれども。あと、費用というか、その辺のところもでは待ちたいと思いますけれども。

あと、校舎等を建設するにつきまして、今子育て中の人、今在学中の人、小中学生、そういうふうな方が将来長瀞、今の７人ぐらいの子供ではなくて、もっともっと長瀞で子供を育てたい、そういうふうな感じの人たちに育てていかなくてはいけない、そういう責務が今あると思うのです。ですから、そういうふうなことを含めて子供に夢を持たせる、夢を持ってもらう、そういうことも大事かなと思うので、いろんな校舎、楽しみ、費用かかるかもしれないですけれども、楽しみな校舎というふうな、楽しみなスペースというか、そういうものがあればいいのかなと思って、場所によっては大階段、ちょっと階段を広く造ってちょっとした、座り込んで話合いができるとか集会ができるとかいうような形に使えるようなものであったりとかすることも必要かなって思う。あとは、結局グラウンドなんかにしましても、ミニグラウンドといいますか、この間の図面では裏側のほうにといいますか、南側に小さな運動場といいますか、遊び場があったように思うのですけれども、ああいう場を芝生にしておいて使うとかというふうな形で、ミニ人工芝や何かの状況で考えるとかいう形で、私たちもいろんな提案をできればしたいし、また聞きたいのです。ですから、そういう場を設けていただきたいし、そういうふうにしてどんどん、どんどんやっぱり場合によったら進めて、結局今の小学校の２、３年生ぐらいからは何か卒業するときには新しい学校で卒業できるかなというぐらいの夢を持ったり何かできるような形にしていってほしい、せっかくするのなら。きっとそういうふうな世の中にまた回ってくると思うのです。今一番どん底的な時期でありますけれども、またこれは待てば待つほど費用はかさむ状況になると思います。人件費の高騰であるとか人手不足とか、いろんなことから含めて。ですから、今手につき始めたことは、遅いながらもちょうどよかったなという感じに思って進めていただけたらと私は思うところであります。そのほかに、先ほどの補助金のことにつきましても、エアコンを使うということなので、避難所や何かに使うというようなことからすると、体育館のエアコンなんかが国土強靭化対策費用なんかからも出てくるような話もあるようですので、その辺のことも確かめながらいろんなことを、企業さんもその辺はしっかりと勉強して提案してくれているのではないかと思うのですけれども、その辺のことを踏まえた形でやっていただきたいのです。とにかくいつどういうふうな形で発表してくれるのか、伝えてくれるのか、ご回答お願いします。

○議長（関口雅敬君）　教育次長。

○教育次長（熊谷昌史君）　それでは、新井議員の再質問にお答えをしたいと思います。

大階段ですとか、大きな階段ですとか、あと今ミニグラウンドみたいなもの、先ほど基本構想・基本計画の中であったというご指摘あったかと思います。今回ご提案をいただいた内容でもそういった各社ご提案をいただいてございまして、そういったところのものも、いい提案の内容は取り込んだ上で設計案をちょっとつくっていきたいというふうに思っております。必要に応じまして、町長答弁のほうでもありましたけれども、子供たちの意見というものも聞かせていただきながら、設計業者、それから私ども教育委員会、学校、それから町のほかの関係課ですとか国、県の関係機関とも相談をしながら、必要十分な施設、設備を設計してまいりたいというふうに考えております。

また、設備によって国土強靭化などの補助金も使えるのではないかというようなご提案もいただきました。その辺りも十分に研究をしながら、活用できるものは活用していくという形を取りたいというふうに思います。ちょっとまだ、申し訳ございません。プロポーザルの内容については、詳細ちょっとこの場では公表ができなくて、差し控えさせていただきたいと思いますので、ご了承いただければというふうに思います。

○議長（関口雅敬君）　９番、新井利朗君。

○９番（新井利朗君）　ぜひいろいろと広く深く研究、検討をしていただきたいと思います。

それでは、２番に行きます。町長の公選法違反事件の経過について町長にお伺いします。町長が３月に書類送検され起訴された報道は少なからず町民に動揺を与え、町政に混乱をもたらしていると考えます。いまだ結論は出ていない状況ですが、現在の公判の状況と今後の対応について考えを伺います。

○議長（関口雅敬君）　町長。

○町長（鈴木日出男君）　新井議員のご質問にお答えいたします。

報道されているとおり、私は公職選挙法違反、罪で在宅起訴されており、先日公判が終了したところでございます。本件は現在進行中の裁判でございますため、裁判の詳細な内容についてはお答えすることは控えさせていただきたいと思います。また、裁判の結果が出ていない段階での仮定の話で今後のこともお答えすることも、大変申し訳ありませんが、控えさせていただきたいと思っております。ご指摘のとおり、町民の皆様、議員の皆様、本当に多大なるご心配をおかけしたことにつきましては改めて深くおわびを申し上げます。

11月の上旬、事案が発覚をしまして、既に７か月が経過をいたしました。この間、12月定例会や臨時会を経て、年を越し、警察当局の取調べや３月議会、さらには副町長の辞職などがある中で、私ごとではありますが、悩み、いろいろ副町長の辞職などがあり、本当に悩み、悔やみ、眠れない日もありました。しかしながら、私がここで弱音を吐いたり、苦しくてもつらくても、そういうことを見せたりするのは、役場職員、また地域の皆さんにも、そしてもちろん私の家族にも悪影響があることから、私は耐えて、耐え続けてきました。今町民の皆様の信頼を回復させるには、何よりも誠実に町政運営に取り組む姿勢を示し、全身全霊を傾け職務に全うしていくことが私にとって大変重要と考えております。何とぞ議員の皆さん、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（関口雅敬君）　暫時休憩いたします。

休憩　午後２時２３分

再開　午後２時３５分

○議長（関口雅敬君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

新井君の質問を再開いたします。

９番、新井利朗君。

○９番（新井利朗君）　休憩が入ったことでちょっと、考えるところもあるのですけれども、今町長に涙ながらにいろいろお答えいただいたことなのですけれども、私は３月の11日に一般質問した中で町長から、給与減額条例のときには、この給与の減額措置は私自身に対するけじめとして、責任の一端を形として示

すものだという内容をいただきました。また、そのとき最後のほうでは「今後も法令遵守を徹底し」云々というふうな形で書いてあったものですから、法令を遵守し、またするものであるということはいろいろなことで町長がそれぞれ、長瀞町長が、また長瀞の議員が被告になっている責はないよねということを町民からも言われます。そんなふうなことから、何とかしっかり聞いて、本人の意向も聞いて、またそれも責任は責任で追及してもらいたいということを言われますので、あえて質問を続けさせていただきます。

せんだって記者会見があったときの記者の質問の中で、一連の事件について鈴木町長は「大変重く受け止めている。明日は真摯に対応したい」というふうな形で８日の日の記者会見で述べられております。それで、記者が「有罪判決が出た場合については、司法の判断を真摯に受け止めたい」と発言するにとどめたという発言になっております。そして、翌９日公判がありまして、一応、いった中で、弁護士が町長の酌量を考慮してか、社会的制裁も受けているからと、給料減額というふうな形で社会的制裁も受けているということに言われましたけれども、これはあくまでも社会的制裁でなくて町長のけじめとしての決心であったというふうな形であったと思うのです。だから、けじめとまた社会的制裁というものは違うのではないかなということを感じております。また、弁護側、もともとこれは公職選挙法に触れてしまったというか、触れたことについて、11月報道を受けて、それで町長が収支報告書を修正するに至ったということでありましたけれども、そのときのきっかけとなったことは何だったのか。それと、その修正するについてまた説明、助言、アドバイスしてくれた人がいたのか、いなかったのか。そういうようなこともお聞きしたいと思います。

先ほど今後の対応についてまだいろいろと、この前のときは捜査の段階だから答えられないというふうに言われましたけれども、捜査は終わりました。それで、結局今はもう被告という身になって判決を、公判、もう結審したようでありますので、次回、７月２日に何か判決が出るような報道もされております。そういうふうな事態でありますので、私は町民からいろいろ聞くように、調べるように言われていることでもあるので、あえて聞かせてもらったところであります。傷に触るようでありますけれども、その辺のところ肝腎なことでありますので、お答えいただきたいと思います。

私も苦しいです。つらいです。でも、やっぱり議員として聞かなくてはいけない、調べなくてはいけない、そういうこともあるわけでありますので、あえてお聞きさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（関口雅敬君）　町長。

○町長（鈴木日出男君）　新井議員の再質問にお答えします。

収支報告書を修正したきっかけというのでよろしいでしょうか。町議会議員の収支報告書を修正したきっかけは、まさに６月の６日の、７日、６日だったと思いますが、朝日新聞社のほうからそのような電話があり、それでその後、全くそれまでその収支報告書についてはもうそのままでいいと思ったということでずっと来たわけですが、２年６か月たちまして、そこで11月の上旬に指摘をされまして、そこで修正をしたということになります。それまで全然分かりませんでした。

以上です。

〔「まだ先ほどの再質問にお答えいただいていないんですけど。再々質問に行く前に、再質問の答えがいただけていないんですけど」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　今お答え……何か答えある。

〔「今の続きでやります」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　では、町長、続き。

○町長（鈴木日出男君）　では、続きで申し上げます。

アドバイスをした者ということでよろしいのですか。私自身、一人でそのことは、修正のことは行いました。

〔「まだ先ほど質問した中の、再質問の中の、結局捜査の段階でということで前は答えていたし、今は裁判のなった状況でありますので、もう捜査の段階は終わったので、答えてもらいたいということを伝えました」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　では、町長。

○町長（鈴木日出男君）　まだ７月の２日、判決が出ておりません。ここではお答えすることができませんので、よろしくお願いします。

○議長（関口雅敬君）　９番、新井利朗君。

○９番（新井利朗君）　それでは、先ほどもちょっと言ったのですけれども、記者会見のときに、町長が開いた、いわゆる新聞記者集めての発言の中で問われた、有罪判決が出た場合についてはどういうふうにしますかということでの質問に対して「司法の判断を真摯に受け止めたい」というふうに発言されたようですけれども、この真摯に発言する、私とすればこの前、法令を遵守しというふうなことを、前にも聞いてもらったけれども、法令を遵守すれば結局こういう事件にならなかったのですけれども、法令を遵守していないからこういう事件になって、こういうふうな段階で被告にまでなってしまったということになります。そういうふうなことから、あくまでもそのときにはどういうふうな形で答えてくれるのか。今回は、普通記者がよく、出てくる被告になった関係者を見て、ぶら下がりというのですか、質問したりとかすることあるのかもしれませんけれども、７月の２日につきましてはどういうふうな態度で、またどういうふうなことを覚悟でおられるのか。その辺の状況も踏まえて、これから痛い、つらい日々かと思いますけれども、それは実際のところ町民をしっかりと守っていく上にも大事なことなのです。ですから、町の人たちが安心して暮らせる、長瀞町はいい町だなという形で、町長が被告のままいる町でなく、また結局何かけじめをつけた、そういうけじめをつけた状態のをしっかりとやっていただきたいというのがあります。

ですから、私は現在の公判の状況と今後の対応について伺います。非常に短い文章で質問をさせていただきましたけれども、広い、深い意味があります。そういうことで酌んでお答えいただきたいと思います。

○議長（関口雅敬君）　町長。

○町長（鈴木日出男君）　新井議員の再々質問にお答えします。

７月２日に結果が出るわけでございますが、今の段階では、本当に申し訳ありません。７月２日の行動はどうするのかとか、そのことについては全く考えておりません。７月になりましたら私がそこでまたそのときに決心すると思いますので、今はお答えすることはできません。

以上です。

○議長（関口雅敬君）　次に、１番、中川君の質問を許します。

１番、中川博介君。

○１番（中川博介君）　長瀞の桜について町長に伺います。

長瀞町の桜は、先人たちが未来を思い植え育てたもので、日本さくら名所100選にも選ばれています。観光資源としてだけでなく町民の思い出や誇りでもあり、長瀞らしさを形成する重要な地域資産と考えます。しかし、近年、クビアカツヤカミキリによる被害の拡大、老木化、倒木リスクなどが増大しているためか、令和８年３月議会において産業観光課長が「桜通りにもう桜は植えない」と発言されましたが、どのような経緯で決定されたのでしょうか、伺います。

先人たちから受け継いだ桜を40年、50年先に、さらには100年と次の世代へ引き継いでいく責務が我々にはあると考えます。このため、町、樹木医、地域住民、観光協会、桜と松等を守る会等、各種団体をメンバーとした（仮称）長瀞の桜検討委員会を設置し、長瀞の地域資産である桜を今後どのように維持管理していくのか真剣に考え行動する必要があるときと思います。設置について町の見解を伺います。

○議長（関口雅敬君）　町長。

○町長（鈴木日出男君）　中川議員の長瀞の桜についてのご質問にお答えをいたします。

まず、桜通りにはもう桜は植えないとした経緯、方針決定についてでございますが、長瀞の桜は日本さくら名所100選にも選定された重要な観光資源であり、町民の誇りでもありますが、近年、老木化や倒木リスクの懸念、クビアカツヤカミキリによる被害と、深刻な課題が顕在化しております。特に北桜通りの桜は植栽から約60年が経過しており、老木化が著しく進行しております。また、多くの桜の枝が車両や歩行者の安全な通行を妨げる状況でございます。さらに、桜の根が歩道を押し上げ段差が生じており、転倒事故の発生リスクも高まっております。加えて、降雪や台風等により枝折れや枝落ちが増加し、通行人の接触リスクも高まっております。全国的にも老木の倒木事例が相次いでおり、町としてもこのようなリスクを見過ごすわけにはいきません。これらの課題に対応するため、令和６年９月以降に町民課、産業観光課、建設課の３課による検討会議を３回開催をしました。会議では、各課が抱える課題を整理し、町としての統一的な方向性を示すことを目標といたしました。その後、現状把握のため、令和７年度に樹木医への委託を発注し、北桜通りと宝登山並木参道の桜を対象として樹木医による調査、診断を実施し、その診断結果は調査対象とした桜についてほとんどの木にクビアカツヤカミキリによりますフラス等が確認をされ、伐採が適当であるという結果でございました。また、樹木医の診断によれば、薬剤注入やネット装着といった対症療法も重要ではあるものの、根本的な被害防止は困難であると指摘がなされました。これらのことを踏まえまして、町としては道路管理上の安全面の課題、全国の倒木の事例、クビアカツヤカミキリによる被害拡大、樹木医の診断結果といった複合的な根拠に基づき、北桜通りの一部の区間を残し、それ以外の区間は伐採を進め、伐採後については新たに桜を植えることはしない方針としたところでございます。

次に、長瀞の桜検討委員会の設置についてですが、今後、中長期的な対策として、老木化した桜について薬剤処理、剪定、間伐等の対策でどこまで保全可能であるか、土壌の改良、品種選定、管理体制の観点から、桜の間伐後に再度桜を植樹する場合の課題はあるのか、道路管理上の観点から桜並木と道路の維持管理が両立可能であるか、桜の名所として町内に適切な場所があるかについて、例えば日本花の会、また日本さくらの会といった桜の保全、再生に実績のある専門機関に専門的知見に基づいた調査研究を依頼をしたいと考えております。現在のところ長瀞の桜検討委員会を設置する考えはございませんが、専門的知見に基づいた調査研究の成果を踏まえ、桜と松等を守る会や地域住民等の皆様の意見交換をする場を設けたいとは考えております。町といたしましては、長瀞の桜の伝統と価値と桜の歴史を次世代へ継承するた

め、より専門的、科学的、実効的な施策を検討してまいります。

以上です。

○議長（関口雅敬君）　１番、中川博介君。

○１番（中川博介君）　ありがとうございます。茨城県日立市では、市役所にさくら課を設置し、市が管理する約7,000本の桜について、一本一本の状態を把握する管理台帳システムを整備しているとのことです。しかし、長瀞町では、桜の木が折れた、倒れた、クビアカにやられたと事後的対応に追われているのが現状と思います。これは単なる維持管理の問題ではなく、長瀞の桜を今後どのように保全、更新し、次世代へ継承していくのかという専門的かつ長期的なまちづくりの課題であります。桜通りは、老木化する前に更新をし続けて、ただただ景観を維持するのか、桜を諦めてもう別の木を植えるのか、新たに桜公園を整備するのか、40年、50年先を見据えた将来像を検討し、先ほどおっしゃっていた専門家の意見を皆さんで共有する委員会の設置が必要と考えます。また、その際に委員会や町民の皆さんにお願いをして、まさか7,000本は台帳管理一本一本するわけにもいかないと思いますので、台帳管理しなくても、どこの木が病気になっているとか倒れそう、そういったことを散歩がてらパトロールすることでリスクのある木だけでも把握し、看板や目印を設置して注意喚起や予防的管理をすることも必要かと思います。樋口駅前通りの桜は全て切り倒されました。早急に対応すべきで、待ったなしの状況です。委員会を設置しないのであれば、どのような形で専門家の意見を集約し、またそれを皆で共有する場にするのか、再度お答えをお願いいたします。

○議長（関口雅敬君）　産業観光課長。

○産業観光課長（杤原秀樹君）　それでは、中川議員の再質問につきまして私のほうからお答えさせていただきます。

まず、大きな市ですとやっぱり職員数もいるので、そういった桜の管理に特化するような課を設置して職員が配置はできるかとは思うのですけれども、当然長瀞町では限られた職員の中でそれをやっていかなければならないという現状にございます。その中で、一本一本管理する、桜の木の台帳のシステムを導入するとか、そういったことはなかなか厳しい状況にあるとは思いますが、クビアカツヤカミキリの被害木につきましてはある程度どこの木が被害に遭っているかというのは把握はしておりますので、またそういったものも踏まえながら今後対応していきたいというふうに考えております。また、先ほど町長の答弁でもありましたように、ある程度実績のある専門機関にやはりお願いして、専門的な知見ですとか科学的な知見の観点から、一旦報告書なりを出していただいた上で、それをまた地域の皆さんと一緒に話し合う、やはり地元を知っているのは地元住民ですので、そういったことも皆さん踏まえながら、情報を共有しながら、今後50年、その後100年、桜のほうを守っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君）　１番、中川博介君。

○１番（中川博介君）　ありがとうございます。委員会だけが目的ではないのですけれども、やはり50年、100年先を見据えて、皆さんが残してくれた貴重な財産である桜を、本当おっしゃっていたとおり、専門家とその意見を行政や町民の皆さんと共有する場をどうか設置をお願いいたします。

続きまして、２番、防災無線の活用について伺います。コロナ禍のときに、町は防災無線を活用したラジオ体操の放送を流すことで、町民の健康維持や生活リズムづくりに一定の役割を果たしていたと考えます。高齢の方々からは、先日のラジオ体操講習を受講し皆背筋が伸びて明るくなった、一日中庭にも出な

い年寄りがいる、医療費抑制のためにもぜひまた再開してほしいと、ラジオ体操放送の再開を望む声が寄せられております。防災無線のよいところは、同じ時間を地域で共有する点であり、小学生の下校時間帯に合わせて放送することで、老若問わず見守り活動や防犯対策、高齢者が庭先や屋外に出るきっかけをつくることにもつながり、健康増進、介護予防にも効果があるものと考えます。あわせて、お昼のチャイムを秩父音頭のメロディーに変更すれば郷土愛の醸成も図れると思います。令和７年度に約３億円の予算をかけて全面更新した防災無線放送の活用について町の考えを伺います。

○議長（関口雅敬君）　町長。

○町長（鈴木日出男君）　防災行政無線のラジオ体操放送についてのご質問にお答えをいたします。

ご指摘のとおり、防災行政無線によるラジオ体操の放送は、コロナ禍の外出制限などを受け、体を動かすことで健康維持と生活リズムをつくることを目的に行ってきたものでございます。コロナ禍における防災行政無線のラジオ体操の放送は午後３時に行われました。しかしながら、この時間は学校の授業時間と重なっており、令和３年８月末にラジオ体操放送を中止した際も、学校開始時期に伴う配慮が理由の一つとなっていることから、放送の再開については難しいと考えております。ラジオ体操放送による健康維持、介護予防の効果については高齢者の皆様から一定の評価をいただいている一方で、子供が寝ているのにうるさいといった批判的な意見もいただいているところでございます。このように、放送時間帯の設定については複数の世代のニーズが相反する課題があります。ラジオ体操については、令和５年度から５年間無料で一般財団法人簡易保険加入者協会から講師派遣を受け、年１回程度ラジオ体操講座を実施しております。この講座は高齢者の皆様から高い評価をいただいており、今後もこの講座などを活用し、ラジオ体操の普及啓発に努めてまいります。

防災行政無線は、本来の目的である災害時の緊急情報伝達を最優先する必要があることから、平時の健康増進事業については健康こども課の各種事業の中で対応させていただきたいと思っております。なお、防災行政無線の正午と午後５時、６時のチャイムは、毎日定時に放送することで機器が正常に稼働しているか確認する点検、平時に住民がスピーカーのある場所を認識してもらうといった点、時計代わりとして地域住民の生活リズムを整える役割、夕方のチャイムは暗くなる前に子どもを帰宅させる、防犯意識を切り替えるというサインとして、青少年健全育成や地域の防犯パトロールの一環として、そういった機能といった観点から放送を行っているものでございます。秩父音頭は秩父地域を代表する民謡であり、郷土の伝統を日常の中で継承していくという点では重要な意義があると認識しております。郷土愛の醸成を図るという目的でチャイム音を秩父音頭に変更するというご提案につきましては、先ほど申し上げました観点なども考慮しながら検討させていただきたいと考えております。

耐用年数を迎えた親局設備などの入替えを行うことを中心として、令和７年度に２億9,786万4,600円をかけまして防災行政無線を全面更新をいたしました。この更新により音声合成機能の導入、操作卓上での放送スピード等の調整機能や子局ごとの音量調整、安心・安全メールや町ホームページとの情報連動などの機能向上が実現をしました。これらの新機能は、災害時の緊急情報伝達の精度向上に活用してまいります。防災無線の本来の使命であります緊急情報伝達機能の維持を最優先としながら、新システムの機能を最大限に活用し、町民の皆様にとって最適な放送内容の検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君）　１番、中川博介君。

○１番（中川博介君）　ありがとうございます。コロナ禍で放送して苦情があったとのことなのですけれど

も、苦情には別の意味合いもあったのではないかと。ただのうるさいとかというだけではなく、ほかの内容であったりの意味もあったのではないかと私は聞いたこともあります。ただうるさいということであれば、あとそれと防災のことにしか使えないというのであれば、あと時間的な問題ですね、下校の案内もやめたほうがいいのではないかと思います。今下校の案内をしているということは、それほど苦情も出ていないのではないのかなと。ラジオ体操の講習をやっているとのことなのですけれども、庭にも出ない年寄りもいるからそういうことを再開したほうがいいということなので、そういった講習にはなかなか行かない方もいるのではないかと。やっぱり自分ちの庭に出て体操してもらうのが老若問わずの見守りであったり、いいのかなと思っております。あとは、そういったことでふだんから庭に出る習慣をつくってもらえると、防災無線ですから災害のときに放送するのですけれども、ふだんから庭に出る癖をつけてもらうことで災害時に逃げ遅れない体制もつくれるのではないかと思っております。

先ほどの答弁の中であった、操作卓で音量調整もできるということなので、うるさいという苦情があるのであれば通常よりも音量を下げればいいのではないかと。そのほうが、あんまりよく聞こえないから寝ている子供も起こさないでしょうし、外に出るきっかけにもなりますので、そういった音量調整をして、まずやらないということではなく、試験運用をそういったことからやって、苦情の有無等も検証することはどうなのでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（関口雅敬君）　総務課長。

○総務課長（染野和明君）　それでは、中川議員の再質問についてお答えさせていただきます。

下校の見守り放送も、ラジオ体操をやらないのであればそちらもやめたほうがいいのではないかというような内容のご質問だったかと思うのですけれども、一応下校の放送、ラジオ体操についてはちょっと時間もかなり長いというところもありまして、見守り放送はそういった苦情等も避けるために、通常であれば防災無線繰り返し流しているのですけれども、繰り返し放送はせず短い時間で、短時間で放送できるように、なおかつ子供の安全を守るためにという、防災無線の意義も踏まえた上でやっているものでございまして、また時間帯につきましてもちょうど学校の休み時間等、中学校、小学校の休み時間等に合わせて放送と、下校の時間に合わせて放送させていただくなどの工夫はさせていただいているところでございます。

また、音量を下げたほうがいいのではない、音量を下げれば大丈夫なのではないかという話なのですが、この音量を下げるというのも、スピーカーのある子局ごとにハウリングとかがどうしても、山の谷あいですとハウリングとか起きてしまったりとかするので、そういったハウリングとかを避けるためにその局ごとの調整を変えたりとかするもので、放送ごとに一個一個変えられるというものではなくて、その子局１個を下げてしまうとそれがずっと下がってしまうという形になるので、そうすると今度は夜間とかの緊急、本当に大事な防災情報とかが音量が小さくなって聞こえなくなってしまうという本末転倒のことにもなってしまうかなと思いますので、なかなかそういった運用は難しいのではないかというふうに考えております。

またあと、おっしゃっているその健康づくりについてはすごく非常に重要なことだとは思うのですけれども、先ほど申しました健康こども課のほうで行っている事業等で、なかなか出ていかない方もいらっしゃるというのは承知はしておるのですけれども、そういった方も参加しやすいような取組は担当課のほうでしていると思いますので、そちらのほうで対応させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君）　健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君）　中川議員からの再質問について、ラジオ体操を行っていました健康こども課のほうからちょっとご説明をさせていただきます。

町長の答弁内容のとおり、コロナ禍で、特に高齢者の方は家に閉じ籠もりになって、そうでない方もそうだったかと思うのですけれども、そういった中で庭先に出て音楽が流れれば体を動かせるということで、本当に健康づくり、あとは生活習慣、生活リズムを整えるということで行っていました。本当に好評をいただいていて、やめた後もどうしてやめてしまったのだろうというご意見は多数いただいたのですけれども、先ほど総務課長からのお話にもありましたように、いろいろ学校の授業の問題と、そういったことから中止で、その後一度再開はさせていただいたことがあるのですけれども、それは町名変更の50周年記念イベントでラジオ体操を行いまして、やっぱりその後どうしてももう少しやってほしいということで、10月28日から12月16日までということで期間限定で一度再開は行いました。その後、先ほど町長の答弁にもありましたように、ラジオ体操の協会のほうと提携しまして、５年間は無償で講師に行きますよということになっているのですけれども、なかなか、年１回で、健康こども課のほうもほかにもいろいろ事業がありまして、事業的には年１回講習会をやるのが今の限界となっております。高齢者の方がやっぱり庭先に家から出るということはとても大事で、閉じ籠もり予防ということでは大事で、まずは庭先で、高齢者の方の社会参加という言い方をしているのですけれども、やっぱり家から出る、多くの方と、皆さんと接しながら楽しく体操をするというようなことが今一番言われていることですので、まずは確かに庭先に出てということもとても大事なことではあるのですけれども、中川議員がおっしゃっていたような視点を変えてということもあるのですが、現在のところは今お話ししたような事情からラジオ体操のほうを年１回、なるべく多くの方に参加していただきながらラジオ体操の講習会をやっていきたいというのが健康こども課の考えでございます。

ラジオ体操は、ご存じのとおり、テレビのほうでも、Ｅテレのほうでも朝６時半前後で行っていますし、総合テレビのほうでも平日は午後２時前後放送があるかなと思いますので、継続したい方はそういったところでしていただいたり、あとは昨年から始めています、健康こども課のほうで朝活という中でもラジオ体操を取り入れる日もありますので、そういった事業にも参加しながら、なるべくなら、庭先でもちろんいいのですけれども、やっぱり社会参加ということで外に出てそういった閉じ籠もり予防ということをやっていきたいなというふうに健康こども課のほうは考えております。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君）　１番、中川博介君。

○１番（中川博介君）　今健康こども課長からとてもいいお言葉を聞いたのですけれども、午後２時にテレビ放送でやっているのであれば、広報とかを通じて午後２時になったらみんなで外に出ましょうというキャンペーンを、テレビで大音量にして外に出ましょうというキャンペーンをやってもいいのかなと思いました。

あと、先ほどの話からも、ニーズがあることはやっぱり確かなので、毎日毎日これ365日やらなくても、ちょくちょく合間というか、タイミングを見て、そういったことをやって啓発するということをお願いして質問を終わりにします。

○議長（関口雅敬君）　次に、８番、大島瑠美子君の質問を許します。

○８番（大島瑠美子君）　ありがとうございます。それでは、質問順序７番で、８番の大島瑠美子が質問します。

まず最初に、教育次長にグラウンド等の維持管理についてです。体力づくりや健康維持のため、町民がおのおのの考えでスポーツに励んでおられます。町内にあるグラウンドや体育館等を安全に利用してもらうには施設の維持管理は重要と考えるので、グラウンドにおける除草や水たまり等の補修、体育館の改修計画や維持管理について伺います。

○議長（関口雅敬君）　教育次長。

○教育次長（熊谷昌史君）　それでは、大島議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議員にご指摘をいただきましたとおり、町民の皆様が体力づくりや健康維持のためにスポーツに励んでいただくには、グラウンドや体育館等の施設を安全に利用していただくことが重要であると認識しております。総合グラウンド及び塚越グラウンドにおきましては、職員がおおむね週１回程度施設を確認し、除草作業や不具合箇所等の修繕を行っております。グラウンドの利用団体から不具合箇所等の連絡があった場合には、なるべく早期にグラウンド等に赴き、不具合箇所の把握、修繕等の対応をしているところでございます。また、中央公民館の体育室については、職員が常駐しておりますので、日常的な点検を行い、維持管理をしているところでございます。なお、グラウンド、中央公民館ともに現時点で具体的な改修計画というものはございません。町民の皆様がスポーツに励み、健康で充実した生活を送っていただくため、引き続き各施設の安全性と利便性の向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君）　８番、大島瑠美子君。

○８番（大島瑠美子君）　答弁ありがとうございました。グラウンドとか何かというものにつきましては、除草や水たまりの維持だとかという、悪くなったら役場に言えばいいや、職員にさせればいいやではなくて、自分たちが使っているところなのだから少しぐらいは皆さんも協力して、そして砂を持っていくからそれを配ってくれないとか何かという、そういうふうな指導というのをしてほしいなと思います。そうしないと、俺たちは使うだけ、使う係、それから補修する係は役場の職員というふうな気持ちにだんだんなってしまうと思うのです。だから、そこのところを教育次長も教育長も、そうなのだ、皆さんが使っているのだから、自分ちだってそうでしょう。汚せばちゃんと掃いたり拭いておけって言われる。同じなのだからということで、なるべくそちらのほうの使っている人にやってもらうような指導をこれからもしてほしいと思いますけれども、どうでしょう。

○議長（関口雅敬君）　教育次長。

○教育次長（熊谷昌史君）　それでは、大島議員の再質問にお答えをさせていただきます。

各利用団体のほうにも維持管理ご協力いただいてはいかがかというようなご提案かと思います。既に利用団体におきまして例えばトイレ掃除をやっていただいたり、草むしりをやっていただいたり、除草作業をやっていただいたりという、あと維持管理ですか、そういったことをやっていただいている団体等ございまして、ご協力を皆様にいただいているところでございます。引き続きそういった形で各利用団体にもご協力いただけるように取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（関口雅敬君）　８番、大島瑠美子君。

○８番（大島瑠美子君）　２番で総務課長にお願いします。自転車の運転技術と安全についてです。

2026年４月１日より、道路交通法改正により自転車の青切符制度（交通反則通告制度）が導入されました。信号無視やながらスマホ、一時不停止など、100種類以上の違反が対象となり、16歳以上の運転者に反則金が科されます。自転車専用道路が未整備のままでの法改正には抵抗もありますが、法律には従わなければなりませんので、正しい自転車の乗り方と安全について町民を対象とした講習会等開催する必要があると思いますので、実施について町の考えを伺います。

○議長（関口雅敬君）　総務課長。

○総務課長（染野和明君）　それでは、大島議員の質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、自転車の運転技術と安全については、本町の交通安全施策において大変重要なテーマであると認識しております。

令和８年４月１日から16歳以上の自転車運転者を対象に交通反則通告制度、いわゆる青切符制度が導入されました。これにより、信号無視や一時不停止、ながらスマホなど、113種類の違反が対象となります。この制度では、警察官が違反を認知した場合、基本的には指導、警告が優先されます。悪質な違反や繰り返しの違反の場合に青切符が交付され、3,000円から１万2,000円程度の反則金を納付することで刑事手続を経ずに処理が完了し、前科がつかないことになります。本町としましても、この制度導入の趣旨を踏まえ、町民の皆様が安全で正しい自転車利用ができるよう、啓発と教育に取り組む必要があると考えております。このため、昨年度中には各季の交通安全運動期間中のキャンペーン、町の交通安全の会総会や世代間交流事業での講演、ふれ愛ベース長瀞で行った子育て応援フェスタでの展示など、秩父警察署交通安全課の署員の方にご協力いただき、自転車の安全利用のための啓発を実施いたしました。今年度に入ってからも、４月７日に長瀞町役場庁舎前で行った春の交通安全運動出発式において、青切符制度の内容や正しい自転車の乗り方について周知をすることを中心としたアトラクションなどを実施いたしました。また、本町では、若い段階から正しい自転車の乗り方を学ぶことが重要と考え、秩父警察署や町の交通指導隊と連携し毎年小学校で自転車交通安全教育を実施しており、今年も６月19日に行います。内容としては、自転車の乗り方、交差点での安全確認、ヘルメット着用の重要性について児童の成長段階に応じた指導を行っております。青切符制度導入により影響の大きい、特に信号無視、一時不停止、ながらスマホなどの危険性と違反時の処罰についても分かりやすく指導する教室としたいと考えております。今後も本町といたしましては町民の方が安全で新しい自転車の乗り方を習得し、青切符制度の導入に適切に対応できるよう、秩父警察署や学校と緊密に連携し、新しい制度の内容について周知し、町全体で交通安全意識を高める取組を推進いたします。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君）　８番、大島瑠美子君。

○８番（大島瑠美子君）　ありがとうね。いつでも思うのですけれども、法律ができると世の中、生きづらい世の中になってくるなというのが第一の感想です。乗っている人とか、また乗っていなくて歩いている人にとってはどういう考え方をするか知りませんけれども、何しろ道路交通法でも何でも法律ができるとどんどん、どんどん萎縮するような法律ばかりなので、本当はすごく憎らしいというあれですけれども、これだって道路交通法だとかというの、歩道がよくできていないのにもう100種類以上の違反がというこ

とになっているのです。だから、この辺だとそんなにお巡りさんも言わないとは思うのですけれども、中にはテレビなんかで見ますと、えっ、おいおいというのでやっているの見ますから、これは思うのだけれども、何しろ法律ができると生きづらい世の中になってきました。だけれども、それもできてしまったのだからしようがない、守らなくてはだよなというのがというので、ですから総務課の課長なんかもですけれども、いろいろ分かるまでは何回でも何回でも講習会でも開いて教えてやってください。それができるかどうかまたお聞きします。

○議長（関口雅敬君）　総務課長。

○総務課長（染野和明君）　大島議員からの再質問についてお答えさせていただきます。

なかなか法律ができるといろいろ厳しくなって生活がしづらくなってしまうというふうに感じているというような内容のご指摘でございますが、警察署のほうに確認しましたところ、先ほど答弁でも申しましたとおり、基本的には違反したから即反則金ということではなく、指導、警告をまず優先していきたいというふうな話だそうでございます。管内の青切符交付された方がいるかの確認もさせていただいたのですけれども、秩父警察署管内では町内も管内も含め、今のところ青切符を交付された方はいないというふうに聞いております。

またあと、自動車専用道路が未整備のままなのにそういった法改正が実施してしまうことが納得できないというようなお話でしたが、こちらも確認したところ、自動車専用道路を整備するためには車道と歩道の間に1.5メートル以上の幅員が必要になるということでございます。秩父警察署に確認したところ、管内の道路状況ではそのような自転車通行空間が乏しいため、自動車専用道路を造ることは難しいと聞いております。管内では、秩父駅から公園橋に向かって行く道路にあるのみというふうなことでございます。ただ、自動車専用道路が未整備でもあっても、必ずしも歩道を自転車が走ってはいけないということではないという、その辺のルールもあると思いますが、そういったルールも含めて、先ほど言ったとおり、なかなか自転車安全教室だけ、単独のイベントということですと人も集まらないとは思いますので、先ほど申しました各種イベント等に、また警察署の方も呼んでいただければ喜んで参加させていただくというふうなお答えいただいておりますので、そういったイベント等で警察署の交通課の方にご協力いただいて周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君）　以上で通告のあった一般質問は全て終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。

◇

◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（関口雅敬君）　日程第４、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今回の定例会において町長から提出された議案は、議案第27号から議案第46号の20件でございます。議案は、お手元に配付してあるとおりでございます。

個々の議案に対する提案理由、内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。

◇

◎議案第２７号の説明、質疑、討論、採決

○議長（関口雅敬君）　日程第５、議案第27号　専決処分の承認を求めることについて（長瀞町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（鈴木日出男君）　議案第27号　専決処分の承認を求めることについて（長瀞町税条例の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和８年３月31日に公布され、同年４月１日から施行されることに伴い、緊急に長瀞町税条例を改正する必要が生じたため、令和８年３月31日付で長瀞町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第３項の規定により、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（関口雅敬君）　議案の内容等について、税務会計課長の説明を求めます。

税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君）　議案第27号　専決処分の承認を求めることについて（長瀞町税条例の一部を改正する条例）につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。

今回の条例改正の主なものとしましては、物価指数等の上昇を踏まえ、固定資産税の家屋と償却資産に係る免税点の引上げや、軽自動車税の環境性能割は廃止し、現行の軽自動車税の種別割の名称を軽自動車税とするほか、規定の整備等を行っております。

それでは、専決処分いたしました長瀞町税条例の一部を改正する条例の内容につきまして、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。なお、説明に当たりましては、語句の整備、根拠法令の改正による条項の繰上げまたは繰下げ、様式の追加等で改正内容におおむね影響のないものにつきましては説明を省略させていただく場合がございますので、あらかじめご了承願います。

それでは、新旧対照表の１ページを御覧ください。左側が現行、右側が改正案、アンダーラインが改正箇所でございます。まず、上段の第18条の３、納税証明事項の改正は、法律の改正に伴い、軽自動車税環境性能割が令和８年３月31日をもって廃止となり、現行の軽自動車税種別割の名称が軽自動車税と改められたため、規定の整備を行うものでございます。

中段から次のページにかけまして、第19条の改正は、軽自動車税環境性能割の廃止により引用元の規定が廃止となることから、規定の整備を行うものでございます。

次に、２ページ中段の第33条の改正は、所得割の課税基準について、特定大口株主配当等の特定配当等への追加の法改正に合わせて改めるものでございます。

下段の第34条の７の改正は、寄附金税額控除について、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う法律の改正により、条文を整備するものでございます。

３ページ上段の第36条の２の改正は、町民税の申告について、公的年金等受給者の扶養親族等申告に関する規定の改正に伴い、条項ずれ等規定の整備を行うものでございます。

４ページ上段の第36条の３の２の改正は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の規定の改正に伴い、条項ずれ等の規定の整備を行うものでございます。

５ページ上段から７ページにかけて、第36条の３の３の個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の改正は、法律の改正に伴い、提出義務の範囲について見直しされたため改めるものでございます。

７ページ下段の第63条の固定資産税の免税点の改正は、物価上昇への対応として、令和９年度以降の固定資産税の免税点を家屋は現行の20万円から30万円に、償却資産は現行の150万円から180万円に、法律の改正に伴い、それぞれ引き上げるものでございます。

７ページ下段から８ページにかけて、第80条の軽自動車税の納税義務者等の改正は、軽自動車税の環境性能割の廃止により、現行の種別割を軽自動車税とする法律の改正に伴い、条文を整備するものでございます。

８ページ中段の第81条、軽自動車税のみなす課税の第３項から、少し飛びますが、10ページ下段の第81条の８、環境性能割の減免までの規定につきましては、環境性能割を廃止する法律の改正に伴いまして条文を削除するものでございます。

11ページ上段の第82条、種別割の税率の改正から、少し飛びまして14ページの中段の第91条、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等までの改正は、環境性能割を廃止する法律の改正に伴い、見出しを含み条文内の種別割を軽自動車税に改めるほか、条項ずれ等の整備を行うものでございます。

次に、15ページ中段の附則第６条の改正でございますが、法律の改正に伴い、特例の適用期限が延長されたため改めるものでございます。

下段から16ページ中段にかけて、附則第７条の３の改正は、地方税法附則第５条の４の廃止に伴い、現行の附則第７条の３を廃止し、新たに附則第７条の３の２を附則第７条の３とし、地方税法附則第５条の４の廃止に係る所要の整備と住宅買入金等特別控除の適用期限の延長に伴う改正を行うものでございます。

次の17ページ上段の附則第７条の４の寄附金税額控除における特別控除の控除額の特例の改正は、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正、特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う所要の整備を行うものでございます。

次に、18ページ中段の附則第９条の２の改正は、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴い、条文を追加するものでございます。

次の18ページ下段から20ページにかけて、附則第10条の２の改正は、わがまち特例と呼ばれる固定資産税の課税標準の特例措置について規定したもので、法改正に伴う項ずれや基準となる参酌値の変更等に合わせて改めるものでございます。

次の20ページ下段から23ページにかけて、附則第10条の３の改正は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、法令の改正に合わせて改めるものでございます。

23ページ下段の附則第15条の２から、25ページ中段の附則第15条の６までの改正は、軽自動車税の環境性能割を廃止する法律の改正に伴い、条文を削除するものでございます。

25ページ下段の附則第16条から27ページ中段の附則第16条の２までの改正は、軽自動車税の環境性能割を廃止する法律の改正に伴い、見出しを含み種別割を軽自動車税に改めるほか、条文の整備を行うもので

ございます。

次に、28ページ上段の附則第16条の３、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例と次の附則第16条の４、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例の改正、29ページ中段の附則第17条、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例の改正は、法附則第５条の４の削除に伴い、条文の整理を行うものでございます。

30ページ中段から次の31ページにかけて、附則第17条の２の改正は、優良住宅等の造成等のために土地等を譲り渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直しと適用期限が延長されたため改めるものでございます。

31ページ下段から次のページにかけて、附則第18条、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例の改正と37ページ中段の附則第19条、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例の改正は、法附則第５条の４の削除に伴い、条文の整理を行うものでございます。

33ページ上段から次のページにかけて、附則第19条の３の改正は、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例について、これまで特定暗号資産の譲渡所得等は総合課税、雑所得により課税されておりましたが、課税方式が申告分離課税に見直しとなったため条文を新設するものでございます。

34ページ中段の附則第20条、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例の改正と35ページ上段の附則第20条の２、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の改正、36ページ中段の附則第20条の３、約定適用利子等及び約定適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の改正は、法附則第５条の４の削除に伴い、条文の整理を行うものでございます。

最後に、専決処分書の別紙８ページを御覧ください。８ページでございます。中段の附則でございますが、第１条はこの条例の施行期日を定めたもので、令和８年４月１日から施行するものでございますが、第１号から第４号までの規定については各号に定める日から施行するものでございます。

８ページ下段の第２条から10ページ下段の第４条までは、今回の条例改正に伴うそれぞれの税目の経過措置について規定するものでございます。

以上で議案第27号　専決処分の承認を求めることについて（長瀞町税条例の一部を改正する条例）の説明とさせていただきます。

○議長（関口雅敬君）　これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

５番、村田徹也君。

○５番（村田徹也君）　今説明していただいたのですけれども、説明していただいてもいただかなくても分からないような内容だったのですけれども、２回だけ２ページと途中ページを飛んだのですけれども、条文には出ていないようなのですけれども、防衛特別所得税という言葉が出てきたので、これ私初めて聞いたので、これ国民に全員というか、基本的にかかっている税金なのかなと。この税についてちょっと分かっていれば説明していただきたいのですけれども。

なお、余分なことを言いますけれども、つい先日、日本の防衛費は少ないということでＧＤＰの3.5％というふうな記事が出ていましたけれども、以前は２％を超えないとか言っていたのですが、3.5％と。それで、これは近隣の似たような国に合わせてというふうなことなのですが、どういうふうに使われているまではいいですけれども、こういうものがあって、なるべく、河野洋平さんは亡くなりましたけれども、戦争のない平和な世界を構築していくのだという、日本にそういう気持ちがあるのか分からない。ぜひこの内容、防衛特別所得税だから、全員にかかるのか分からない。もし分かれば簡単に説明願えればと思い

ます。

○議長（関口雅敬君）　税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君）　それでは、村田議員の質疑にお答えさせていただきます。

今回、提案理由にもございましたが、地方税法等の改正に基づきまして町の税条例を改正させていただいております。先ほどお尋ねをいただきました防衛特別所得税ですか、こちら所得税とついておりますので国のほうの関係になりますが、町の条例のほうにも関係する部分がありまして、それでそちらのほうも改正をさせていただいておるところでございます。すみません、ちょっと詳細についてはあれなのですけれども、2027年１月１日以降にこちらについては課税になるのではないかというふうなところで捉えております。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君）　ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号　専決処分の承認を求めることについて（長瀞町税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり承認することに決定されました。

◇

◎議案第２８号の説明、質疑、討論、採決

○議長（関口雅敬君）　日程第６、議案第28号　専決処分の承認を求めることについて（長瀞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（鈴木日出男君）　議案第28号　専決処分の承認を求めることについて（長瀞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和８年３月31日に公布され、同年４月１日から施行されることに伴い、緊急に長瀞町国民健康保険税条例を改正する必要が生じたため、令和８年３月31日付で長瀞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第３項の規定により、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（関口雅敬君）　議案の内容等について、税務会計課長の説明を求めます。

税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君）　議案第28号　専決処分の承認を求めることについて（長瀞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。

今回の主な改正内容でございますが、国民健康保険税における加入者負担の公平性を図る観点から、国民健康保険税の課税限度額の引上げと軽減判定所得の見直しを行うなど、昨年度に引き続き中、低所得層に対する軽減措置の拡充を図るとともに、子ども・子育て支援納付金の課税限度額を新設するものでございます。

それでは、専決処分いたしました長瀞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容につきまして、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表によりご説明させていただきます。新旧対照表の１ページを御覧ください。上段の第２条は課税額の規定でございますが、第２項の改正は、医療給付費分の課税限度額を１万円引き上げ、現行の66万円を67万円に改めるものでございます。

次に、中段の第５項の改正は、子ども・子育て支援納付金の課税限度額を新たに規定するもので、所得割額、被保険者均等割額、18歳以上被保険者均等割額の合計額について、限度額を３万円とするものでございます。

下段からの第23条につきましては、国民健康保険税の減額、いわゆる平等割及び均等割を７割、５割、２割軽減する規定でございますが、１ページ下段から２ページの上段にかけての第１項の改正につきましては、第２条の医療給付費分の課税限度額の引上げと子ども・子育て支援納付金分の課税限度額の新設に伴いまして規定の整備を行うものでございます。

２ページの第２号につきましては、５割軽減に関する規定でございますが、軽減の対象となる所得の算定において、被保険者に乗ずる金額を5,000円引き上げ、現行の30万5,000円を31万円に改めるものでございます。

３ページ中段から４ページにかけての第３号は、２割軽減に関する規定で、軽減の対象となる所得の算定において、被保険者に乗ずる金額を１万円引き上げ、現行の56万円を57万円に改めるものでございます。

最後に、専決処分書の２枚目、別紙を御覧ください。中段の附則でございますが、第１項はこの改正条例の施行期日を定めたもので、令和８年４月１日から施行するものでございます。

第２項は、今回の条例改正に伴う適用区分について規定したもので、改正後の規定は令和８年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和７年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとするものでございます。

以上で議案第28号　専決処分の承認を求めることについて（長瀞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の説明とさせていただきます。

○議長（関口雅敬君）　これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号　専決処分の承認を求めることについて（長瀞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり承認することに決定されました。

◇

◎議案第２９号の説明、質疑、討論、採決

○議長（関口雅敬君）　日程第７、議案第29号　長瀞町印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（鈴木日出男君）　議案第29号　長瀞町印鑑条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

出入国管理及び難民認定法等の一部が改正され、個人番号カードの機能が付加された特定在留カード及び特定特別永住者証明書が導入されたこと並びに電気通信事業法等の一部が改正されたことにより引用条項の号ずれが生じたため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（関口雅敬君）　議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（村田和也君）　それでは、議案第29号　長瀞町印鑑条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。

改正の内容でございますが、参考資料の新旧対照表を御覧ください。左側が改正前の現行、右側が改正案で、下線部分が改正箇所でございます。今回の改正は、第14条を改正するものでございます。まず、見出しでございますが、印鑑証明書としていたものを印鑑登録証明書と改めるものでございます。

次に、上段の改正は、個人番号カードを用いて申請し交付を受けることができるとしていたものに、個人番号カードに加え、新たに導入される個人番号カードの機能が付加された特定在留カード及び特定特別在留者証明書を追加するものでございます。

中段の改正は、電気通信事業法の一部が改正されたことにより引用条項の号ずれが生じているため、第12条の２第４項第２号ロを第12条の２第４項第３号ロに改めるものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、附則でございますが、令和８年６月14日から施行するものでございます。ただし、号ずれの改正部分の第12条の２第４項第２号ロを第12条の２第４項第３号ロに改めるにつきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第29号　長瀞町印鑑条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（関口雅敬君）　これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

５番、村田徹也君。

○５番（村田徹也君）　これも文言の質疑で申し訳ないのですけれども、特定特別永住者証明書というのは日本国籍を取得した人または移民等で、移民法で日本に移住することが可能になった人を指しているわけですか。ちょっとそこのところを教えていただきたいと思うのですけれども。

○議長（関口雅敬君）　町民課長。

○町民課長（村田和也君）　村田議員の質疑にお答えさせていただきます。

特別永住者証明書でございますが、こちらにつきましては、特別永住者の法的地位等を証明する身分証明書で、氏名、生年月日、性別、国籍、地域、住所などが記載されているものでございます。特別永住者でございますが、こちらは終戦前から日本に居住し、1952年のサンフランシスコ平和条約の発効で日本国籍を離脱した者、韓国、朝鮮、台湾出身者とその子孫に認められた特別的な在留資格のことでございます。特定特別永住者証明書につきましては、マイナンバー機能が付加されたものが特定特別永住者証明書となりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（関口雅敬君）　５番、村田徹也君。

○５番（村田徹也君）　では、申し訳ないのですけれども、その２世、３世とかいった場合にはこれに関係はしなくなるわけですか。

〔何事か言う人あり〕

○５番（村田徹也君）　ええ。

〔「それ以降という」と言う人あり〕

○５番（村田徹也君）　それ以降で。を含んでいるということ。

〔「そこまで詳しくは私把握しておりません」と言う人あり〕

○５番（村田徹也君）　では、後で。オーケーです。すみません。

○議長（関口雅敬君）　ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号　長瀞町印鑑条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第３０号の説明、質疑、討論、採決

○議長（関口雅敬君）　日程第８、議案第30号　令和８年度長瀞町一般会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（鈴木日出男君）　議案第30号　令和８年度長瀞町一般会計補正予算（第１号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,514万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を37億5,467万4,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（関口雅敬君）　議案の内容について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木遥平君）　議案第30号　令和８年度長瀞町一般会計補正予算（第１号）につきましてご説明いたします。

補正予算書の１ページを御覧ください。第１条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ1,514万7,000円を追加いたしまして、総額を37億5,467万4,000円にするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。説明書の８、９ページを御覧ください。まず、歳入の補正の主なものについてご説明いたします。第15款国庫支出金、第３項国庫委託金、第２目民生費国庫委託金、補正額32万7,000円は、国民年金システムの改修費用に対応するものでございます。

第18款寄附金、第１項寄附金、第１目総務費寄附金、補正額1,000万円は、都内小売業者が実施している企業版ふるさと納税の寄附先自治体募集が採択された場合、寄附採納を予定しているため、増額するものでございます。

第７目商工費寄附金、補正額70万円は、飲料メーカーが実施する全国の自治体を対象とした交付金事業に長瀞町が採択されたことに伴い、交付金の受入れが確定したことから増額するものでございます。

第22款繰入金、第１項基金繰入金、第１目財政調整基金繰入金、補正額389万1,000円は、歳出額との不足額を財政調整基金からの繰入額で調整するため増額するものでございます。

10、11ページを御覧ください。続きまして、歳出の補正の主なものにつきましてご説明いたします。第２款総務費、第２項企画費、第１目企画総務費、補正額220万円は、企業版ふるさと納税の寄附受入れに伴い、今年度町と契約している企業版ふるさと納税支援業者への成果報酬を支出するため増額するものでございます。

第３款民生費、第１項社会福祉費、第３目社会保険費、補正額46万8,000円は国民健康保険特別会計を、第５目介護保険費、補正額32万8,000円は介護保険特別会計を補正することに伴い、一般会計からの事務費等繰出金をそれぞれ増額するものでございます。

第３項国民年金費、第１目国民年金総務費、補正額32万7,000円は、子を養育する国民年金第１号被保険者の父母を対象に免除区分が拡大されたことに伴い、システム改修が必要なため増額するものでございます。

第７款商工費、第１項商工費、第２目観光費、補正額1,070万円は、企業版ふるさと納税による寄附及び飲料メーカーからの交付金の使途として、船玉まつり実行委員会への補助金を増額するものでございま

す。

10ページから13ページを御覧ください。第10款教育費、第１項教育総務費、第２目事務局費、補正額70万1,000円のうち、第４節共済費、補正額40万1,000円は職員構成の変更に伴い、社会保険料の不足が見込まれるため、第７節報償費、補正額30万円は現在埼玉県のスクールカウンセラーが月２回中学校で行っているカウンセリングを６月から月１回増加させ月３回とするための費用をそれぞれ増額するものでございます。

以上で議案第30号　令和８年度長瀞町一般会計補正予算（第１号）の説明とさせていただきます。

○議長（関口雅敬君）　これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

５番、村田徹也君。

○５番（村田徹也君）　２点ばかりお願いします。

まず１点は、これ捕らぬタヌキの皮算用だと思うのですけれども、企業版ふるさと納税1,070万円ですか、これをもしいただけたら長瀞船玉まつりに補助金としてという計画ですよね。これ聞いたところ多分、例年船玉まつり、企財課長さんはちょっと初めてだから、ほかの担当課でも結構なのですけれども、花火代がおよそ700万円から800万円ぐらい、船玉まつりの総額が1,200万円から1,400万円ぐらいやと聞いております。これ1,070万円船玉まつりにぽんとやると。ちょっと合点がいかないのですけれども。要するにこれ観光振興支援事業ですよね。今日も何回も出ていましたけれども、長瀞町は花の町、特に桜が日本100選にも入っているというふうなことであって、これから桜を伐採したりとかしなければいけないとか、そうするとこれは継続的にかかっていくお金になると思うのです。それ少なくとも半分ぐらいはそちらへ回したほうが使い道としていいのではないかなと。船玉まつりに一遍に1,000万円やって、今までより多分花火代も２割、３割上がっているやに聞いています。だから、かなり予算的に船玉まつりも厳しいのだろうけれども、１回でばあんって終わってしまうものにそれだけ、来年は分からないわけだから。そうすると、来年1,000万円少なくなってしまうと、何だ、去年だけどうしたのというような使い方になってしまいますので。昔、岩畳のライトアップだなんて、何とかプロジェクト何とか、名前も忘れましたけれども、あれも１回こっきりで。要するに冬の観光客を増やすのだという目的でやったのだけれども、１回こっきりで終わりだったのですよね。だから、そういうものではなくて、やはりつながるようなものに予算を振り分けられないかということが１点。

それから、熱中症予防対策事業につきましては、以前何か、何年か前クールオアシスなんて言っていましたけれども、今度は名称が多分、涼み処、何かうまいものが出てきそうな名前になっていますけれども、これ中央公民館と多分役場とふれ愛ベースではないのかなと思います。それで、これ利用者がいるのなら、大した額ではないからなのだけれども、これ昨年実績というのですか、中央公民館、それから役場、ふれ愛ベース、どれだけ人がいたのか、この事業の内容について。

以上について質疑します。

○議長（関口雅敬君）　産業観光課長。

○産業観光課長（杤原秀樹君）　それでは、村田議員の企業版ふるさと納税を含めた歳出の観光振興のほうの船玉まつりの補助金についてお答えさせていただきます。

まず、歳入のほうの企業版ふるさと納税の寄附金でございますが、こちらのほうにつきましては、一応寄附を希望される事業のテーマというのがございまして、その中で一つのメニューとして地域のお祭りを支援する事業というメニューがございましたので、それのテーマに合わせて今回船玉まつりの関係で寄附

をいただきたいというふうに申請を出させていただいたところでございます。ですので、船玉まつり以外には使えないというふうに考えております。

また、こちらの1,000万円の内訳でございますが、まず1,000万円で寄附をいただける自治体が１団体もしくは500万円で２団体、ということは全国でも２団体しかもらえない状況ですので、またちょっとなかなか、当たるという表現が正しいのかどうか分かりませんが、採択される可能性は非常に少なくはなるかもしれないのですけれども、ただ申請しないことにはもらえませんので、申請をさせていただきました。この1,000万円の使い道でございますが、それについてはまた採択されてから実行委員会のほうで協議をいたしまして、船玉まつりの中でどうやって使っていくかということを協議したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君）　健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君）　村田議員からのご質疑にお答えいたします。

熱中症予防に関しては、今年度も昨年度と同様に行っていく予定でおります。今年度は、先ほどおっしゃっていただいたように、「涼み処ながとろ」というふうに名称を変えました。これは、県のほうが事業を今まで行っていて、県のほうとしては「クールオアシス」という名前で行っていたのですけれども、今度町のほうの名称で変更してよいということになりまして、「涼み処ながとろ」というふうにさせていただきました。外出時の一時的な休憩場所ということで役場、ふれ愛ベース長瀞、公民館に、３か所設置ということにしています。

昨年度の実績ということなのですけれども、実際涼み処としてどのぐらい利用していたかは集計はしておりません。今回の補正予算では、ウオーターサーバーをレンタルするということで予算を計上しておりますけれども、昨年度、役場とふれ愛ベース長瀞にウオーターサーバーを設置させていただきまして、熱中症予防の期間が10月いっぱいまでということでなっているのですけれども、そのレンタルしたお水がちょうど10月の最終いっぱいまで利用したということで、その分のウオーターサーバーのお水を今回はレンタルをしたいというふうに考えております。ちょっと実績のほうはすみません、分かりませんが、涼み処の活用としてウオーターサーバーのほうを活用したいと考えております。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君）　５番、村田徹也君。

○５番（村田徹也君）　私も調べてみたのです。ですから、捕らぬタヌキということで言ったわけなのですけれども。ただ、やはりこういうものを出すについて、長瀞町の課題は何なのだろうということで船玉まつりということで出したということなのですが、やはりほかの議員からもありましたけれども、町全体の集うようなものがないというようなことで、神川だったけ、やっているのは、あそこの……何ていうのだっけ。

〔「フリーマーケット」と言う人あり〕

○５番（村田徹也君）　そうそう。フリーマーケットみたいなのをやるとかいうと、それもお祭りと考えればお祭りですよね。さもなければ、観光振興なのだから、一つの……考えてみるとそうではないですか。船玉だけに、当たらないと思うけれども、1,000万円ぼおんってやってしまうというよりも、やはり出すとしたらもう少し、観光振興なのだから、桜とかそういう、またフリーマーケットではないけれども、集うとか、一般的にはそういうもので出すべきだと。今後そういうのがあったらね。ということがなぜそう

いう１つだけをと。

あと、健康こども課につきましては、昨年度実績はちょっとないというふうなことなのですが、やっぱりやっているのだから、ぜひ今年度どのくらいの人が使ったのだろうと。やっぱりそうでないと樋口地区のほう何にもないではないかとか、そういう涼み処がね。そんなふうなのもあるだろうし、向こうからここまで来るかどうかとかいろいろ課題もあると思うので、ぜひそういう実績は取っていただいて、来年度以降に生かしていただきたいと、そのように思います。

○議長（関口雅敬君）　産業観光課長。

○産業観光課長（杤原秀樹君）　それでは、村田議員の再質問のほうにお答えさせていただきます。

今回のふるさと納税につきましては、どうしても地域独自の日本文化を盛り上げるための、地域のお祭りを支援するというのが限定的でありましたので、そうなってくると一番長瀞町としてお祭りといえば船玉まつりということで、今回はこのように船玉まつりとして申請をさせていただきましたが、ほかにも企業版ふるさと納税もしくはほかの企業からの寄附金等で観光振興全般に使えるという、もしそういったものがあればそれはそれで申請をして、いろんなところに使えるようなふうにしたいと思っております。ただ、今回につきましてはちょっと限定的だったということはご理解いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君）　ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号　令和８年度長瀞町一般会計補正予算（第１号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第３１号の説明、質疑、討論、採決

○議長（関口雅敬君）　日程第９、議案第31号　令和８年度長瀞町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（鈴木日出男君）　議案第31号　令和８年度長瀞町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の提案

理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を７億642万5,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（関口雅敬君）　議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（村田和也君）　それでは、議案第31号　令和８年度長瀞町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）につきましてご説明いたします。

補正予算書の１ページを御覧ください。第１条でございますが、歳入歳出予算にそれぞれ46万8,000円を追加し、予算の総額を７億642万5,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、予算説明書によりご説明させていただきます。６ページ、７ページを御覧ください。まず、上段の歳入でございますが、第８款繰入金、第１項一般会計繰入金、第１目一般会計繰入金46万8,000円の増額は、歳出の総務費の人件費の増額に伴い増額するものでございます。

次に、下段の歳出でございますが、第１款総務費、第１項総務管理費、第１目一般管理費46万8,000円の増額は、令和８年４月の人事異動に伴う対象職員の変更により、扶養手当が不足することとなったため増額するものでございます。

以上で議案第31号　令和８年度長瀞町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の説明とさせていただきます。

○議長（関口雅敬君）　これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号　令和８年度長瀞町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第３２号の説明、質疑、討論、採決

○議長（関口雅敬君）　日程第10、議案第32号　令和８年度長瀞町介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（鈴木日出男君）　議案第32号　令和８年度長瀞町介護保険特別会計補正予算（第１号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を７億9,843万4,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（関口雅敬君）　議案の内容について、福祉介護課長の説明を求めます。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君）　議案第32号　令和８年度長瀞町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてご説明いたします。

補正予算書１ページを御覧ください。第１条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ32万8,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ７億9,843万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、説明書によりご説明いたします。６、７ページを御覧ください。２、歳入、第６款繰入金、第１項一般会計繰入金、第５目その他一般会計繰入金の32万8,000円は、歳出の増額補正に伴い増額するものでございます。

次に、３、歳出、第１款総務費、第１項総務管理費、第１目一般管理費の補正額32万8,000円は、介護保険法の一部改正により補足給付における居住費等の負担限度額が改正されることに伴い、介護保険システムを改修する必要が生じたため、システム改修業務委託料を増額するものでございます。

以上で議案32号の説明とさせていただきます。

○議長（関口雅敬君）　これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第32号　令和８年度長瀞町介護保険特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

ちょっとお諮りいたします。休憩取ったほうがいいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　では、休憩10分だけ取ります。暫時休憩。

休憩　午後４時２９分

再開　午後４時４０分

○議長（関口雅敬君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎会議時間の延長

○議長（関口雅敬君）　ここで、議事の都合上、本日の会議時間を延長いたします。

◇

◎議案第３３号～議案第４５号の説明、質疑、討論、採決

○議長（関口雅敬君）　日程第11、議案第33号　長瀞町農業委員会委員の任命についてから日程第23、議案第45号　長瀞町農業委員会委員の任命については関連がありますので、一括上程したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　異議なしと認めます。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（鈴木日出男君）　議案第33号から第45号までの長瀞町農業委員会委員の任命についての提案理由をご説明申し上げます。

長瀞町農業委員会委員の任期が令和８年７月の19日をもって満了となるため、新たに委員として村田嘉行氏、野口稔氏、須賀正巳氏、里見誠氏、堀口晃氏、坂上進氏、小澤守氏、そして引き続き鈴木智子氏、常木三郎氏、松本高正氏、島田暁氏、井上ゆかり氏、宮澤史明氏の計13名を任命することについて議会の同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、この案を提出するものでございます。

次に、農業委員候補者の経歴等について個別にご説明をいたします。議案書を御覧ください。

まず、議案第33号の鈴木智子氏は井戸上郷区にお住まいで、昭和40年５月26日生まれ、61歳でございます。ご主人と二人三脚で農業を営んでおり、令和５年７月の20日から農業委員会の委員としてご活躍をされており、２期目となります。また、農業委員会等に関する法律施行規則第２条の第１項ロに規定する認定農業者の親族でございます。

次に、議案第34号の村田嘉行氏は５区にお住まいで、昭和27年１月20日生まれの74歳でございます。所有農地で野菜を栽培されており、地区の推薦を受けておられます。

次に、議案第35号、野口稔氏は岩田区にお住まいで、昭和34年９月30日生まれの66歳でございます。所有農地で野菜を栽培されており、地区の推薦を受けられております。また、令和５年７月の20日から農地利用最適化推進委員として活躍をされております。

次に、議案第36号の須賀正巳氏は矢那瀬上郷区にお住まいで、昭和34年２月13日生まれの67歳でございます。所有農地で野菜を栽培しており、地区の推薦を受けられております。

次に、議案第37号、常木三郎氏は中野上区にお住まいで、昭和47年10月30日生まれ、53歳でございます。町内外で広く露地野菜を中心に農業を営んでおり、令和５年７月の20日から農業委員会の委員としてご活躍されており、２期目となります。また、農業委員会等に関する法律第８条第５号第１項に規定する認定農業者でございます。

次に、議案第38号の松本高正氏は滝の上区にお住まいで、昭和28年３月28日生まれの73歳でございます。所有農地で野菜を栽培しており、令和５年７月の20日から農業委員会の委員としてご活躍をされており、２期目となります。

次に、議案第39号の島田暁氏は大木小路区のお住まいで、昭和33年５月28日生まれの68歳でございます。所有農地で野菜を栽培しており、令和５年７月の20日から農業委員会の委員としてご活躍をされており、２期目となります。

次に、議案第40号の井上ゆかり氏は井戸下郷区にお住まいで、昭和44年４月３日生まれの57歳でございます。令和２年７月の20日から農業委員会の委員としてご活躍をされており、３期目となります。また、農業委員会等に関する法律第８条第５項第１項に規定する認定農業者でございます。

次に、議案第41号、里見誠氏は下山区にお住まいで、昭和25年４月27日生まれの76歳でございます。所有農地で野菜を栽培しております。

次に、議案第42号の堀口晃氏は宮沢区にお住まいで、昭和30年３月19日生まれの71歳でございます。所有農地で野菜を栽培しており、地区の推薦を受けられております。

次に、議案第43号の宮澤史明氏は宮沢区にお住まいで、昭和27年６月６日生まれの74歳でございます。令和２年７月20日から農業委員会の委員としてご活躍をされており、３期目となります。また、ちちぶ農業協同組合からの推薦を受けられており、農業委員会等に関する法律第８条第５項第１項に規定する認定農業者でございます。

次に、議案第44号の坂上進氏は杉郷区にお住まいで、昭和29年３月２日生まれの72歳でございます。所有農地で野菜を栽培しており、地区の推薦を受けられております。

次に、議案第45号の小澤守氏は上袋区にお住まいで、昭和34年１月10日生まれの67歳でございます。現在は、長瀞町会計年度任用職員としてご活躍をされており、農業委員会等に関する法律第８条第６項に規定する農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない中立委員として任命するものでございます。

最後に、委員の任期につきましては、令和８年７月の20日から令和11年７月の19日までの３年間でございます。

以上、議案第33号から第45号までの13議案につきましてよろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関口雅敬君）　これより議案第33号　長瀞町農業委員会の任命についてから議案第45号　長瀞町農業委員会委員の任命に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第33号　長瀞町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第33号　長瀞町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり同意されました。

議案第34号　長瀞町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第34号　長瀞町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり同意されました。

これより議案第35号　長瀞町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第35号　長瀞町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり同意されました。

これより議案第36号　長瀞町農業委員会委員の任命についてを討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第36号　長瀞町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり同意されました。

これより議案第37号　長瀞町農業委員会委員の任命についてを討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号　長瀞町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり同意されました。

これより議案第38号　長瀞町農業委員会委員の任命についてを討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第38号　長瀞町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり同意されました。

これより議案第39号　長瀞町農業委員会委員の任命について討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第39号　長瀞町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり同意されました。

これより議案第40号　長瀞町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第40号　長瀞町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり同意されました。

これより議案第41号　長瀞町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第41号　長瀞町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり同意されました。

これより議案第42号　長瀞町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第42号　長瀞町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり同意されました。

これより議案第43号　長瀞町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第43号　長瀞町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり同意されました。

これより議案第44号　長瀞町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第44号　長瀞町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり同意されました。

これより議案第45号　長瀞町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第45号　長瀞町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり同意されました。

◇

◎議案第４６号の説明、質疑、討論、採決

○議長（関口雅敬君）　日程第24、議案第46号　長瀞町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（鈴木日出男君）　議案第46号　長瀞町固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由をご説明申し上げます。

長瀞町固定資産評価審査委員会委員である栃原髙雄氏の任期が令和８年６月の19日で満了となるため、引き続き委員として選任することにつきまして議会の同意を得たいので、地方税法第423条第３項の規定により、この案を提出するものでございます。

任期は、令和８年６月の20日から令和11年６月の19日までの３か年でございます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（関口雅敬君）　これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第46号　長瀞町固定資産評価審査委員会委員の選任ついて採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり同意されました。

◇

◎議員派遣の件

○議長（関口雅敬君）　日程第25、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定いたしました。

◇

◎議会運営委員会、総務教育常任委員会、経済観光常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（関口雅敬君）　日程第26、議会運営委員会、総務教育常任委員会、経済観光常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お手元に配付したとおり、会議規則第74条の規定により、議会運営委員会委員長、総務教育常任委員会委員長、経済観光常任委員会委員長からの閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇

◎字句の整理

○議長（関口雅敬君）　ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして不穏当あるいは不備な点がございましたら、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　異議なしと認めます。

よって、字句等の整理は議長に委任することに決まりました。

◇

◎閉会について

○議長（関口雅敬君）　以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。会期はまだ残っておりますが、会議規則第７条の規定により、本日で閉会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

◇

◎町長挨拶

○議長（関口雅敬君）　定例会の閉会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（鈴木日出男君）　定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、専決処分の承認案、条例の改正案、補正予算案、人事案の合わせて20議案の重要案件につきまして慎重な審議をいただき、いずれも議案どおりご議決を得ることができました。誠にありがとうございました。これらの審議の過程で出てまいりましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、前向きに対応してまいりたいと存じます。

梅雨に入りますと、これからしばらくははっきりしない天候が続くかと思いますが、皆様には健康にご留意され、町政の進展のためますますご活躍されますことをご祈念、ご期待を申し上げます。

以上をもちまして６月定例会の閉会に当たりましてご挨拶といたします。ありがとうございました。

◇

◎閉会の宣告

○議長（関口雅敬君）　これをもちまして本日の会議を閉じ、令和８年第２回長瀞町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

閉会　午後５時０５分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和８年９月１日

議　　長　　関　　口　　雅　　敬

副　議　長
署名議員　　大　　島　　瑠美子

署名議員　　野　　原　　隆　　男